

J A D I S C I O S U R E

ディスクロージャー誌

2023

J A 東京みどり



# 目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	11
社会的責任と貢献活動	14
リスク管理の状況	16
自己資本の状況	19
事業のご案内	20
各種手数料	26
貸借対照表	29
損益計算書	31
注記表	33
剰余金処分計算書	55
部門別損益計算書	56
財務諸表の正確性等にかかる確認	58
会計監査人の監査	58
損益の状況	59
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	60
信用事業	62
共済事業	70
経済事業	72
経営諸指標	74
自己資本の充実の状況	75
役員等の報酬体系	87
当組合の組織	88
沿革・歩み	91

# JA TOKYO DISCLOSURE

2023

## 『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

### JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みどりへのご理解が一層深まることを願っています。

- \* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- \* 本冊子については、JA東京みどりの決算期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の情報について掲載しております。
- \* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- \* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃より当JAの事業にご理解、ご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。

3年間にわたり多大な影響を及ぼしていた新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の分類も季節性インフルエンザと同じ5類にかわりました。コロナ禍の中で抑制されてきた社会活動、経済活動が本格的に再開され、世の中に活気が戻ってきたことが感じられておりますが、JA東京みどりでは組合員、ご利用者の理解をいただき、引き続き感染リスク軽減措置に取り組んで参ります。また、昨年度は創立30周年を記念した定期貯金、農産物品評会、記念誌発行など、多くの事業を開催させていただき、組合員の皆様のご協力により無事終了することができました。

さて、ロシアのウクライナ軍事侵攻等により、原材料の供給不安・価格高騰が続いている中、農業関連でも肥料、飼料、農業資材等の価格が高騰し、行政による支援措置が行われております。当JAでも組合員の皆様の助成手続きの支援作業を実施させていただくとともに、独自に肥料価格を抑制した販売を実施して参りました。今後も農業関連資材の価格の動向、行政機関による支援措置の最新の情報を収集して迅速に対応して参ります。また、金融情勢は日本銀行新総裁が就任され、現在の金融緩和策の継続が予想されます。

このような社会情勢の中、昨年度の総代会でご決議いただいた、令和4年度から6年度までの3カ年計画、自己改革工程表については、「持続可能な東京農業の確立」・「持続可能な組織基盤の確立」・「不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立」・「都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現」の各目標の達成に向け、管内農業の振興施策や担い手への支援、農地・農業が次世代へ円滑に継承されるよう取り組んで参りました。自己改革工程表数値編では、新たな事業である「農業機械の貸出」事業を成果指標・目標値の一つとして設定し、推進したところ、計画を上回るご利用をいただきました。また、これまで実施してきた特定生産緑地指定申請への支援を継続的に実施させていただき、指定から10年後も営農が継続できるよう、都市農地の円滑化法を活用した農地貸借の相談等により、管内農業の振興を進めて参ります。

また、店舗・施設等再編整備計画では、第二次再編整備期間（令和5年度～令和10年度）での整備として、国立地区で令和元年度に取得した土地に新店舗の建設を計画しており、令和6年度中の完成に向けて順調に進んでおります。今後も組合員の皆様にご協力をいただきながら、店舗・施設等再編整備計画を実行して参ります。

令和5年度も、JA東京みどりの経営方針である、魅力ある組織づくり、信頼される農業協同組合、都市農業の振興を再確認し経営基盤の安定化に努め、認定農業者の方々、各生産団体、女性部、青壮年部並びに支部組織の皆様の声を伺い、役職員が一丸となった事業運営・地域貢献活動に取り組み、組合員の皆様から評価されるよう努力して参りますので、皆様の尚一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます、重ねて皆様方のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年7月

### J A東京みどりの理念

地域社会と一体となり組合員の事業と生活の向上に貢献いたします。

#### 経営方針

- 組合員の魅力ある組織づくりと、活動の活性化をすすめます。
- 組合員との強い絆を再構築し、信頼される協同組合を確立します。
- 安心・安全な農産物の提供と地域農業振興に努めます。

#### 行動基準

- 私たちは、常に初心を忘れず、責任と知識能力を高めます。
- 私たちは、J Aの総合力を発揮し、多様なニーズに役立つサービスを提供します。
- 私たちは、選ばれるJ Aを目指し、常に意識改革と、決意を強く持ち続けます。

## 経営方針

### 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

J A東京みどりは、平成28年度より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

これまでに「農業者の所得増大」のため平成30年に国立地区農産物直売所、令和2年にみののれ立川幸町店をオープンしました。管内全地区に直売所を設置し、新たな販路拡大及び直売所利用による地域の活性化に取り組んでおります。また、特産品の販路拡大、学校給食への地場産野菜供給なども進めております。

都市農地の保全のため、令和2年度より特定生産緑地の指定促進を行政と連携して行いました。今後は組合員の農地貸借の要望に応えるため、行政等と連携した体制整備を行って参ります。

### 「地域の活性化」への貢献

総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、直売等）を通じた「農業振興の応援団の拡大」、「地域住民に向けた収穫体験の実施」、「農業イベントの実施」により、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を発揮します。

### 健全経営の為の取り組み

現在のJ Aを取り巻く経営環境は、正組合員の高齢化や後継者不足による農家の減少、依然として続く超低金利政策による信用事業の収支悪化等、厳しい状況が続いております。こうした情勢の中、当J Aの中長期収支シミュレーションでは、今後収益減少が予測され、事業利益の維持・拡大に向けた取組を進める必要があります。

当J Aでは、将来に亘り健全で持続性のある経営を確保するため、「店舗・施設等再編整備計画」に基づき、店舗の老朽化への対処や現在の事業体制の見直しによる経営資源の効率的な活用に向けた取組を実施して参ります。令和4年度は国立支店建設委員会を設置し、国立地区の店舗再編整備を進めております。再編整備による経営の効率化に伴い、健全な経営と組合員、利用者との結びつき強化、地域農業を支える経営基盤の確立と強化を目指します。

組合員に求められる職員を育成するため、人事基本方針を策定し、人事制度の再構築を行い、令和5年度より導入して参ります。

令和4年度に策定した「営農・経済事業収支改善計画」に基づき、業務効率化による業務費や各種費用の見直し・削減に努め、地域振興事業の赤字の改善に努めて参ります。

## 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 個人情報保護方針

東京みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

### 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

### 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

### 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マナー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、マナー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。  
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マナー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マナー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマナー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

## 金融円滑化にかかる基本的方針

東京みどり農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等にに応じて、説明および情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

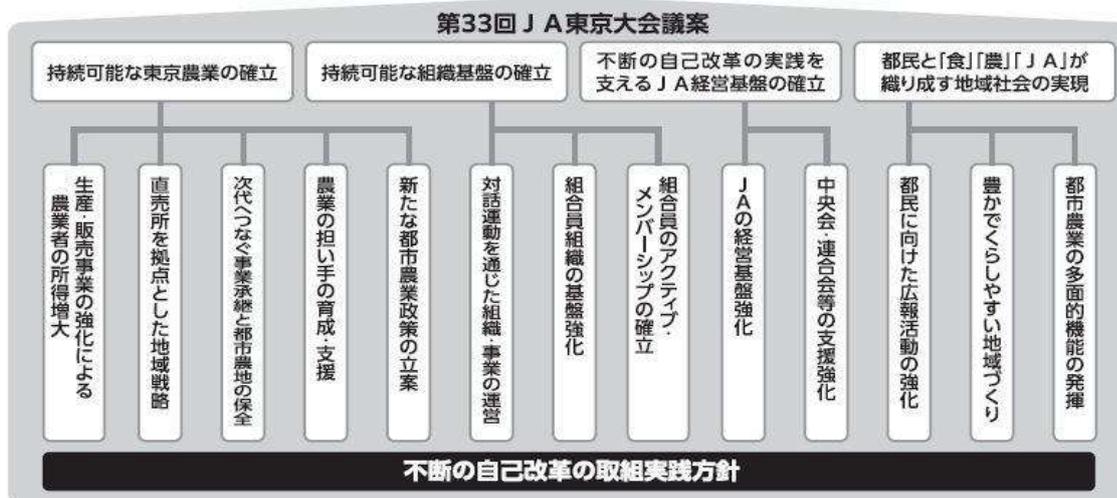
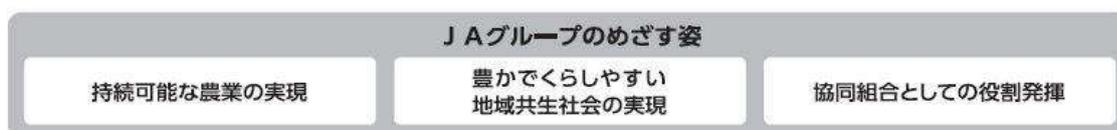
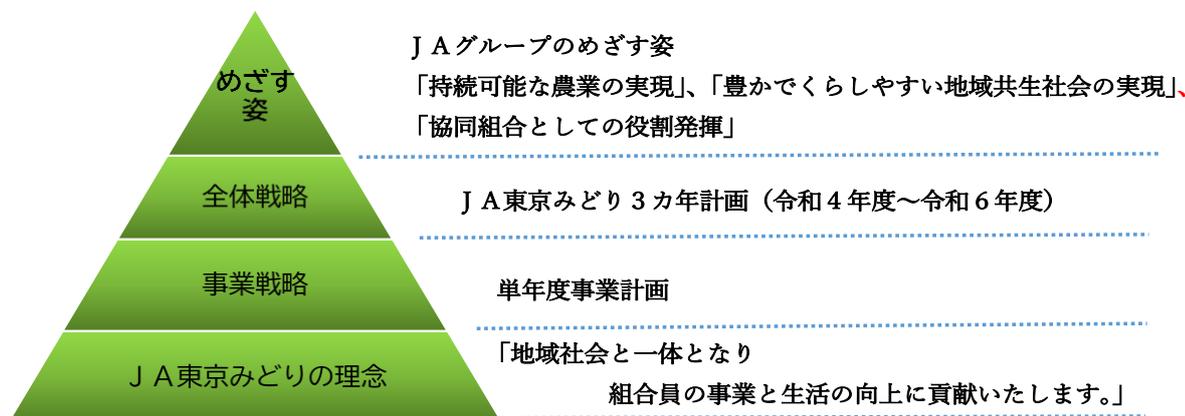
# 組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪

～持続可能な農業・地域共生の未来づくり～

## 1. 策定理由

J A 東京みどりでは、経営理念を基に持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けて、不断の自己改革を実践するため自己改革実践サイクルを構築するべく、前 3 カ年計画の取り組み成果を検証し、継続して取り組む事項、見直しや新たにに取り組む事項を計画いたしました。また新たに自己改革工程表（文書編・数値編）を策定し組合員の農業所得の増大・経営基盤の強化・組合員の意思反映について、3 年間の成果目標の達成に向けて進捗管理を行います。

第 33 回 JA 東京大会で決議された J A グループのめざす姿の実現、東京農業の振興と地域協同組合としての発展、不断の自己改革の実践によるさらなる進化、経営基盤の確立に向けて、以下 12 の重点施策分野、22 の最重点施策、47 の具体的重点施策に取り組みます。



## 2. 取り組み方策

### ■持続可能な東京農業の確立

- ・生産・販売事業の強化による農業者の所得増大
  - (1) 営農指導の強化
  - (2) 既存販路の取引拡大と新規販路の開拓
  - (3) 農業者の所得増大に対する取り組み
- ・直売所を拠点とした地域戦略
  - (1) 直売所を核とした地産地消の推進
  - (2) 直売所間のネットワークの構築
- ・次代へつなぐ事業承継と都市農地の保全
  - (1) 相続・事業承継の支援体制強化
  - (2) 都市農業関連諸制度の活用
- ・農業の担い手の育成・支援
  - (1) 農業の担い手の育成・支援の実施
- ・新たな都市農業政策の立案
  - (1) 都市農業の持続可能性を高めるための農政活動の展開

### ■持続可能な組織基盤の確立

- ・対話運動を通じた組織・事業の運営
  - (1) 組合員との対話運動の継続
- ・組合員組織の基盤強化
  - (1) 青壮年部・女性部・生産部会の活動推進
- ・組合員のアクティブ・メンバーシップの確立
  - (1) 組合員・役職員の学習活動の実践
  - (2) 准組合員の意思を組合運営に反映する取り組み

### ■不断の自己改革の実践を支える JA 経営基盤の確立

- ・JA の経営基盤強化
  - (1) 持続可能で実効性のある経営戦略の策定
  - (2) コンプライアンス経営に向けた取り組み強化
  - (3) 経営基盤強化を支える人材の確保・育成・活用
  - (4) ITを活用した組合員の利便性向上・業務プロセス・業務量削減に向けた検討

### ■都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現

- ・都民に向けた広報活動の強化
  - (1) 多様な広報手段の企画・展開
- ・豊かで暮らしやすい地域づくり
  - (1) 地域コミュニティの活性化に向けた活動の展開
  - (2) SDGs の考え方を取り入れた取り組み
- ・都市農業の多面的機能の発揮
  - (1) 都市農業の社会的価値向上に向けた取り組み
  - (2) 市民農園・農業体験等への取り組みや学校給食等を通じた食農教育事業の展開

JA東京みどり自己改革プラン(工程表)令和4年度～令和6年度

組合員・JA・地域が紡ぐ知恵と創造と協同の輪  
 ～不断の自己改革による更なる進化～  
 (～持続可能な農業・地域共生の未来づくり～)

<p><b>経営理念</b></p> <p>地域社会と一体となり組合員の事業と生活の向上に貢献いたします。</p>	<p><b>3年後の成果目標</b></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(令和3年度実績)</td> <td>(令和6年度目標)</td> <td>(令和4年度3月末)</td> </tr> <tr> <td>販売品取扱高</td> <td>531,387千円</td> <td>548,600千円</td> <td>506,134千円</td> </tr> <tr> <td>直売所における地場産農畜産物取扱高</td> <td>299,481千円</td> <td>306,000千円</td> <td>271,491千円</td> </tr> </table>		(令和3年度実績)	(令和6年度目標)	(令和4年度3月末)	販売品取扱高	531,387千円	548,600千円	506,134千円	直売所における地場産農畜産物取扱高	299,481千円	306,000千円	271,491千円	<p><b>評価・改善等</b></p> <p>出張販売や店舗でのイベント開催などを実施し集客率及び売上増大に努めて参りましたが、外部環境により店舗への来店客数が減少し、令和3年度実績に対し販売品販売高(▲4.7%)、地場産農畜産物取扱高(▲9.3%)の減少となりました。引き続き令和5年度以降も直売所売上増加を目指し、イベント等の企画に取り組んで参ります。</p>
	(令和3年度実績)	(令和6年度目標)	(令和4年度3月末)											
販売品取扱高	531,387千円	548,600千円	506,134千円											
直売所における地場産農畜産物取扱高	299,481千円	306,000千円	271,491千円											
<p><b>ビジョン・目指す姿</b></p> <p>「持続可能な農業の実現」「豊かでしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」</p>														

I. 持続可能な東京農業の確立				工程表			進捗管理		
重点実施分野	重点施策	具体的重点施策	業績評価指標・目標値	年度別実施事項及び目標値			令和4年度3月末		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	実績	コメント	
1. 生産・販売事業の強化による農業者の所得増大	(1) 営農指導の強化	①TAC活動にて組合員のニーズに合った提案・普及を図る	TAC活動訪問回数:3,600回(3年間合計)	1,000回/年間	1,250回/年間(合計2,250回)	1,350回/年間(合計3,600回)	1,117回	病害虫防除相談や生産履歴記載サポートの他、補助金・助成金の案内、営農サポート事業・農業機械貸出事業を周知した。	
		②営農相談に対応できる職員の育成	技術・知識の習得 狩猟免許試験合格者:6人増 毒物劇物取扱責任者試験合格者:6人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	研修会の検討・実施 狩猟免許試験合格者:2人増	0人	狩猟免許試験については、申し込みが抽選制の為、今年度は受験ができなかった。	
		③JAタウンを活用したインターネット販売の拡大	「JAタウン」の販売注文数:270件(3年間合計)	80件/年間	90件/年間(合計170件)	100件/年間(合計270件)	126件	・東京都産 旬の野菜BOX(5/21～2/12):106件 ・うどハーフ箱(3/1～3/31):20件	
	(2) 既存販路の取引拡大と新規販路の開拓	②新たな販路の開拓として都内ホテル等への野菜の納品や出張販売等の強化を図る	都内ホテル等と継続的な注文・納品の取組を実施 行政と連携し、行政管轄下施設及びイベント会場へ出張販売を実施:60回(3年間合計)	ホテル等への納品	ホテル等への納品	ホテル等への納品	148回	都内のホテルへ納品:148回	
		①生産資材等のコスト低減への取組	新規低価格商品の取扱いを進めるとともに、既存商品の低価格化を図る 10,500袋(3年間合計)	3,000袋	3,500袋(合計6,500袋)	4,000袋(合計10,500袋)	3,788袋	レオユーキル 680袋 レオグリーン特号 2,211袋 エコレット808 897袋	
		②農業機械の貸出推進	農業機械貸出回数:90回(3年間合計)	20回/年間	30回/年間(合計50回)	40回/年間(合計90回)	39回	ハンマーナイフモア(草刈機)18回 刈払機5回、掘り取り機8回、耕耘機3回、トラクター2回 その他3回	
	(3) 農業者の所得増大に対する取組	③直売所における地場産農畜産物取扱高の増加	各種イベントの開催、給食を含めた外部販売を強化し、地場産農畜産物を周知し増加させる。 306,000千円	300,000千円	303,000千円	306,000千円	271,491千円	各地区イベントの開催を始め、コンビニへの出荷や、病院・保育園向け等の給食業者、飲食店等への外部への販売を実施したが、各直売所の近隣に大型量販店がオープンした事により、店舗への来店客数の減少からの、売上の減少となった。	
		(1) 直売所を拠点とした地域地消の推進	①各直売所会員の加入促進を図る	みのーれ立川・みどりっ子3店舗 会員総数:330人→350人	総会員数:340人	総会員数:345人	総会員数:350人	325人	みどりっ子3店舗合計会員数:142人 みのーれ立川会員数:183人
			②HAACPの考え方を取り入れた衛生管理の継続実施	衛生管理計画に基づく管理の実施	衛生管理の実施	衛生管理の実施	衛生管理の実施	継続実施	計画に沿った衛生管理の継続実施。
(2) 直売所間ネットワークの構築	①東京ブランド野菜の販売等、直売所の新たな事業モデルの構築を図る	直売所の集客率の向上につながる取組を実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	継続検討・実施	JA東京グループ直売所運営協議会並びにワーキンググループにおいて、東京ブランド野菜の事業モデルについて継続検討・実施。		
	②JA間取引の継続実施による取引拡大	JA間取引:17JA	15JA	16JA	17JA	15 JA	都内1JAとJA間取引の契約締結(7/25)		

3. 次代へつなぐ事業承継と都市農地の保全	(1)相続・事業承継の支援体制強化	①資産管理課(相談窓口)の体制強化 専門知識向上と相談能力の向上、部署間の連携強化 ②農地と資産を守るための事業承継支援、遺言による相続対策、資産活用地の提案業務の強化	推進課等と連携し、組合員の様々な相談に対応できるように強化する 既-試算を行った方も含め、最新の相続シミュレーションの提案とともに、事業承継のための対策・提案強化 相続シミュレーション:120件(3年間合計)	研修会の実施	研修会の実施	研修会の実施	4回	全中、農住都市支援センター主催の相談業務研修会への参加(1回)やインボイス研修会(3回)を実施することで、担当者の専門知識向上に努めた。	
	(2)都市農業関連諸制度の活用	①特定生産緑地申請受付について、引続き指定申請支援に取り組み、また、特定生産緑地指定等の農地情報を基に、個別訪問による情報収集、農地把握システムを整理・活用し都市農地賃借相談・営農支援を行う	特定生産緑地指定後、10年後の営業継続可能な有無、後継者有無の把握。都市農地賃借相談を含めた営業継続支援を行う	継続的な支援を行う	継続的な支援を行う	継続的な支援を行う	継続的支援	引き続き相続シミュレーションを基に、遺言信託の普及並びに資産の有効活用の提案を行う。 自治体と連携を取り、申請漏れがないよう所有者へ申請支援を行った。	
4. 農業の担い手の育成・支援	(1)農業の担い手の育成・支援の実施	①農作業受託体制の充実(営農サポート) ②担い手を対象に農機安全講習会や営農に関する研修会等を開催	受託作業数:60回(3年間合計) 講習会・研修会の企画・実施	15回/年間 企画・実施	20回/年間(合計35回) 企画・実施	25回/年間(合計60回) 企画・実施	14回 企画・実施	耕作困難な組合員からの依頼により14回作業を実施した。作業面積:10,887㎡ 立川体験圃場で担い手・JA職員計15人で農機安全講習会を実施	
	5. 新たな都市農業政策の立案	(1)都市農業の持続可能性を高めるための農政活動の展開	①JA東京グループの農政活動との連携	都市農業の諸課題に対し、JA東京グループの農政活動に参加し要望していく	参加・実施	参加・実施	参加・実施	農業政策・税制改正要望の提出。 JA東京中央会を通じ、5月に東京都と国へ要望を行った。	
<b>II 持続可能な組織基盤の確立</b>									
1. 対話運動を通じた組織・事業の運営	(1)組合員との対話運動の継続	①座談会を開催し組合員の声を今後の事業や運営に反映する	座談会の実施	座談会実施	検討・実施	検討・実施	実施	12月の支部長会正副会長会議で3ヵ年計画の取組報告を実施した。	
		②次世代組合員の育成・支援	組合員アンケートの実施	特定生産緑地の指定を受けた組合員を対象にアンケート実施	直売所出荷者・認定農業者を対象に組合員アンケート実施	正組合員全体にアンケート実施	企画・検討	未指定・申請漏れ等の所有者の情報収集を行う。次世代組合員の支援につながる取組を検討。	
2. 組合員組織の基盤強化	(1)青壮年部・女性部・生産部会の活動推進	①農業後継者に出会いの場を提供する活動の充実を図る	婚活事業の開催:3回(3年間合計)	1回/年間	1回/年間	1回/年間	開催延期	イベント開催の意向アンケートを実施。令和5年2月の開催を計画するも新型コロナウイルスの影響により開催中止。北多摩4JA合同で令和5年6月3日開催予定。当JA単独では令和5年秋に開催予定。	
		②青壮年部・女性部と常勤役員等との意見交換会	意見交換会の開催:6回(3年間合計)	女性部:1回/年間 青壮年部:1回/年間	女性部:1回/年間 青壮年部:1回/年間	女性部:1回/年間 青壮年部:1回/年間	1回 1回	女性部との意見交換会を9月に実施。 青壮年部との意見交換会を10月に実施。 野菜生産部会との意見交換会を11月に実施。	
		③各生産部会に対し新しい作型、新品種の試験栽培等を推進する	試験栽培の提案及び支援	試験栽培などの実施	試験栽培などの実施	試験栽培などの実施	2品目	野菜生産部会で試験栽培の提案を行い、2品目の試験栽培を実施。(ワケネギ・高糖度ニンジン)	
3. 組合員のアクティブメンバーシップの確立	(1)組合員・役員職員の学習活動の実践	①みどりカレッジ等による次世代組合員の育成	みどりカレッジ卒業生を中心に研修会・講演会等の実施	公開講座(オープンカレッジ)講演会の実施	公開講座(オープンカレッジ)講演会の実施	公開講座(オープンカレッジ)講演会の実施	1回	みどりカレッジと青壮年部合同で、ブランディングに関する講演会を実施。	
		①准組合員を「農業振興の応援団」とした取組の実施	モニターを募集し意見を組合事業に反映する	検討・実施	検討・実施	検討・実施	実施	親子収穫体験参加者36人に実施した。	
		②収穫体験付定期積金キャンペーンの実施	ブルーベリー-収穫体験付定期積金・みかん狩り体験付定期積金等の実施:630人(3年間合計)	収穫体験参加者年間200人 (合計410人)	収穫体験参加者年間210人 (合計630人)	収穫体験参加者年間220人 (合計630人)	318人	ブルーベリー-収穫体験・みかん狩り体験の実施	
		③年金友の会会員の募集・イベントの開催	年金友の会日帰り旅行の実施:900人(3年間合計)	旅行参加者年間290人 (合計590人)	旅行参加者年間300人 (合計600人)	旅行参加者年間310人 (合計610人)	開催中止	令和4年度 新型コロナウイルスにより開催中止	
	(2)准組合員の意思を組合運営に反映する取組	④年金ご紹介キャンペーンにて管内の野菜配付を実施	新規年金受給者と、その紹介者に野菜セットのプレゼントを実施:630件(3年間合計)	野菜配付年間200件 (合計410件)	野菜配付年間210件 (合計630件)	野菜配付年間220件 (合計630件)	256件	新規受給者182件・紹介者74件 合計256件	

Ⅲ. 不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立

1. JAの経営基盤強化	(1) 持続可能で実効性のある経営戦略の策定	① 収支シミュレーションによる将来見通しを考えた効率化戦略・成長戦略の策定	定期的に収支シミュレーションを策定し改善を施し経営基盤の強化に努める	収支シミュレーションによる経営計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる経営計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる経営計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる経営計画の策定と監督行政によるモニタリング対応	収支シミュレーションによる経営計画の策定と監督行政によるモニタリング対応の準備。		
		② 計画的な店舗・施設の再編による経営基盤の確立、強化	店舗・施設等再編整備計画に沿って再編を進める	第一次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	第二次整備期間 検討・実施	昭島地区・立川地区・武蔵村山地区については実施済。国立地区は進行中。東大和地区は検討中。	
	(2) コンプライアンス経営に向けた取組強化	① 受託会計による不祥事等の牽制	牽制が有効に機能する体制整備	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	業務所管部署へのモニタリングと外部確認の実施	不祥事未然防止の観点から必要資料の確認及び指導の実施（指導課・資産管理課）担当分離についての確認（リスク管理課）。	
		② 内部統制システム基本方針に基づきコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、コンプライアンスに係る態勢強化への取組を実施	内部統制が有効に機能する組織体制の適切化	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	全店舗を対象とした四半期ごとのモニタリングと研修会による周知徹底	7回 全役員者集会 2回 各種会議等 5回	
		③ 内部統制システム基本方針において、内部統制の適切性・有効性の検証・評価の実施	内部統制の整備・運用状況の適切化	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を確認	内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を確認した。	
	(3) 経営基盤強化を支える人材の確保・育成・活用	① 人事育成体制の整備・強化	人事制度再構築	新人事制度の設計・導入準備	新人事制度の運用・定着（各種研修の企画・実施）	新人事制度の運用・定着（定着化に向けた施策の実施）	新人事制度の運用・定着（定着化に向けた施策の実施）	新人事制度の運用・定着（定着化に向けた施策の実施）	ミーティングでの検討 14回 役員報告会の実施 8回	人事基本方針の策定、等級制度、人事考課制度、報酬制度の整備等、新人事制度の設計
		② 就職合同説明会への参加や大学キャリアセンターに対しJAのアピールを行い、理解・関心を深める	優秀な人材を確保	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	1dayインターン実施 2回	マイナビJA東京グループページに掲載資料作成。JA東京グループ主催の1dayインターンの情報提供を行った。大学のサイトに掲載した。
		③ 就労履歴システムの導入による組合員への利便性向上	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進 操作説明会の実施	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	モバイル端末使用の推進	実施
	(4) ITを活用した組合員の利便性向上・業務プロセス・業務量削減に向けた検討	① 信用事業利用者の非対面化ニーズへの対応、窓口業務の効率化、コスト削減への対応	JAネットバンクを活用したサービスの利用促進：3,090件	ネットバンク契約者数 2,330件	ネットバンク契約者数 2,680件	ネットバンク契約者数 3,090件	ネットバンク契約者数 2,650件	ネットバンク契約者数 3,090件	2,383件	非対面化ニーズへの対応、利用者の利便性向上につながった。
		② 共済事業利用者の満足度・利便性の向上、事務負担軽減への対応	Webマイページの利用促進：2,650件	登録者数 2,000件	登録者数 2,300件	登録者数 2,650件	登録者数 2,650件	登録者数 2,650件	1,586件	引き続き利便性向上のため、3Q訪問による登録促進を行う。
		③ 共済事業利用者の満足度・利便性の向上、事務負担軽減への対応	Webマイページの利用促進：2,650件	登録者数 2,000件	登録者数 2,300件	登録者数 2,650件	登録者数 2,650件	登録者数 2,650件	登録者数 2,650件	1,586件

Ⅳ. 都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現

1. 都民に向けた広報活動の強化	(1) 多様な広報手段の企画・展開	① タブloid版広報紙「Clover」の有効活用	発行回数：6回 (3年間合計)	2回/年間	2回/年間	2回/年間	2回	4月に12号で、当JAが行うSDGsの取組を紹介。10月に13号で、当JA管内で生産されている江戸東京野菜を紹介。
		② 集客力アップにつながるイベント開催情報をFacebookやメールマガジン等を活用し利用者へ発信する	Facebook発信数：250回 メールマガジン発信数：36回 (3年間合計)	Facebook発信数：75回	Facebook発信数：85回	Facebook発信数：90回	123回	メールマガジン26回・Facebook123回 (みのーれ79回・指導課44回)
2. 豊かてくらしやすい地域づくり	(1) 地域コミュニティの活性化に向けた活動の展開	① 行政や企業と連携したイベントを実施し、地域住民とのつながり強化を図る	行政や企業と連携を図り、出張販売等を実施し、新規顧客獲得につながる催しを展開	検討・実施	検討・実施	検討・実施	5回	4/16・17 :みのたちマルシェ(春) 4/23 :スプレーアート 5/29 :緑化まつり 8/11～28 :ペビーブール 10/15・16 :みのたちマルシェ(秋)
		② 環境負荷軽減への取組	廃プラスチック・農薬の適正処理や生分解性マルチの普及推進体制の整備	適正処理の推進 普及推進体制の整備	適正処理の推進 普及推進の実施	適正処理の推進 普及推進の実施	202個	各地区で廃棄ビニール回収を実施。廃棄農薬回収と生分解性マルチの共同購入。
	(2) SDGsの考え方を取り入れた取組	② 地域貢献への取組	収穫体験不参加者へのジャム配付(規格外果実等を活用)：630個 (3年間合計)	配付ジャム個数 年間200個	配付ジャム個数 年間210個 (合計410個)	配付ジャム個数 年間220個 (合計630個)	202個	規格外果実等を活用したジャムを配付。

3. 都市農業の多面的機能の発揮	(1) 都市農業の社会的価値向上に向けた取組	① 地域交流を図る活動の実施	農業イベントの計画・実施	計画・実施	計画・実施	計画・実施	開催	農業祭開催 11/5・6 : 東大和地区 11/12・13: 立川地区 11/12・13: 国立地区 11/12・13: 武蔵村山地区 11/18・20: 昭島地区(農畜産物品評会・即売会)
	(2) 市民農園・農業体験等への取組や学校給食等を通じた食農教育事業の展開	① 社会科見学・職場体験の受入による食農教育の展開	行政及び教育委員会等と連携し、地産地消・国産産への食農・食育教育の普及になる体制を整備	受入体制の整備及び実施	受入体制の整備及び実施	受入体制の整備及び実施	19回	立川市立小学校(社会科見学):12校 立川市立小学校(市民課授業):2校 昭島市立小学校(社会科見学):2校 立川市立中学校(職場体験):2校 立川市立中学校(地域訪問):1校
		② 稲作体験などの食農教育事業への支援	食農教育への支援 参加者:1,500人(3年間合計)	年間500人	年間500人 (合計1,000人)	年間500人 (合計1,500人)	530人	6/21: 国立学童稲作体験(田植え) 10/21: 国立学童稲作体験(稲刈り) 国立市公立小学校5年生 530人
		③ 地域住民に向けた収穫体験の実施	開催回数:3回(3年間合計)	1回/年間	1回/年間 (合計2回)	1回/年間 (合計3回)	2回	7/3: 親子夏野菜収穫体験 17組52人(トウモロコシ・ジャガイモ) 11/20: 親子秋野菜収穫体験 17組53人(サツマイモ・ダイコン・カブ)
		④ 営農体験畑を開催し地域住民との交流を図る	開催回数:96回(3年間合計)	32回/年間	32回/年間 (合計64回)	32回/年間 (合計96回)	27回	参加者17人が作付け計画に基づき、年間約20品目の農産物を栽培。雨天の影響もあり、前期14回・後期13回の計27回実施。

## 事業の概況

令和4年度のJAを取り巻く社会環境は、新型コロナウイルス感染拡大が落ち着きを見せ、国内経済活動は持ち直しの動きがみられました。しかしながら物価高によって全般的に消費は伸び悩み、インフレによる経済の減速やウクライナ問題など経済への影響が続いております。

2月に日本各地で記録的大雪が発生し、6月には東京で観測史上最長の9日連続で35度を超える猛暑日を記録し、気候変動や自然災害に見舞われた1年でありました。

農業関連では、生産資材や燃料などの価格が高騰し、農業にとって非常に厳しい状況が続いています。食料の安定供給の基盤強化に向けて、「食料・農業・農村基本法」の見直しがすすめられるとともに、「みどりの食料システム法」の施行により、環境負荷へ配慮した農業生産が求められるようになりました。

金融情勢においては、「早期警戒制度」の見直しにより、組合員との徹底した話し合いや更なる健全性の維持向上に向けた経営が求められております。

このような中、JA東京みどりでは新たに3カ年計画を策定し、組合員をはじめとする利用者・地域住民の信頼に応えられるよう「不断の自己改革」に取り組んで参りました。

生産コスト削減の取組として、肥料の銘柄を絞る予約による大量注文により価格の抑制に努めました。

農作業負担の軽減への取組として、農業機械の貸出を行い、作業時間の短縮と省力化につながりました。また、農業機械購入費用の削減効果もあり生産コスト削減にもつながっております。

地域農業を応援する取組として、組合員の皆様へ直売所利用券を発行し、配付した7割の方にご利用いただき、農畜産物を「食べて応援！・使って応援！・知って応援！」する取組へのご理解をいただいております。

財務状況では内部留保に努めるとともに不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、自己資本比率17.45%（前年度17.05%）、不良債権比率0.558%（前年度0.761%）となりました。収支面では事業利益が6億3,537万円（前年度比3億7,075万円増）、経常利益は7億9,628万円（前年度比3億6,456万円増）、当期剰余金は6億3,893万円（前年度比3億396万円増）となりました。

### ①指導事業

営農指導の強化、直売所を核とした地産地消の推進、農業の担い手の育成・支援の実施、組合員組織の基盤強化、多様な広報手段を用いた情報発信、SDGsの考え方を取り入れた活動の実施、収穫体験等を通じた食農教育事業の展開を重点目標に掲げ、持続可能な東京農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現に向けた取組を行いました。TAC活動では本店指導課職員（TAC担当者）が各地区指導経済課職員と連携して1,117件訪問し、担い手のニーズ把握や情報収集に努めました。また、農業機械貸出事業で39件、営農サポート事業で14件の利用がありました。

### ②信用事業

#### ◇貯金

貯金につきましては、メイン化取引の強化として年金振込口座・給与振込口座の獲得を図り、JAカード獲得では直売所利用推進を行いました。また、収穫体験付定期積金等による独自キャンペーンを実施し、残高伸長に努めましたが、期末残高2,633億8,828万円（計画対比99.20%）の実績となりました。

貯金残高

単位：億円

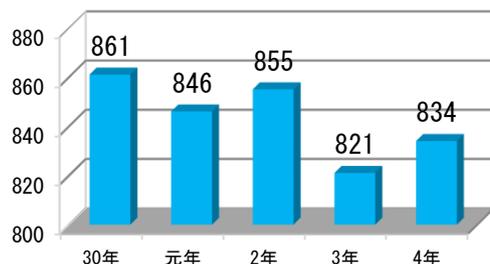


#### ◇貸出金

貸出金につきましては、ローンセンターによる積極的な営業を行い、融資担当者、推進担当者を中心とした情報収集や借換推進に努めるとともに、農業を中心に地域に根ざした金融機関として事業推進を展開し、積極的に貸出金の伸長に努めましたが、期末残高834億7,009万円（計画対比99.36%）の実績となりました。

貸出金残高

単位：億円

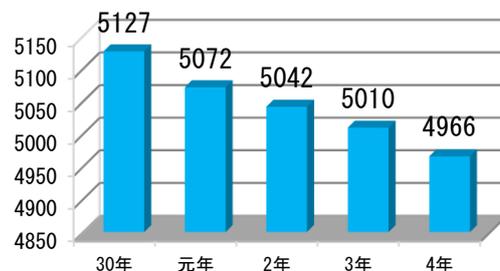


### ③共済事業

新規契約獲得に注力した推進活動の展開、契約者フォロー活動（3Q訪問活動）による深耕活動を展開し、「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供に取組んだ結果、推進総合ポイントは8,339,834ポイント（計画対比100.78%）の実績となりました。また、コンプライアンス態勢、内部牽制の強化を図るとともに、共済端末機（Lablet's）を活用した推進活動の定着、共済締結にかかる事務の効率化、事務負荷の軽減に向け取組を行いました。

長期共済保有高

単位：億円



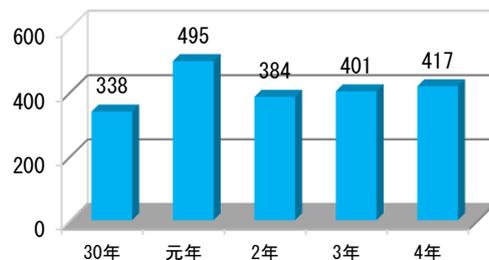
### ④購買事業

購買品につきましては、JA自己改革の取組として全農やJA北多摩協議会と連携をとり、肥料・農薬等の共同購入による大量注文と良質低価格で信頼できる商品の供給や訪問活動を行った結果、購買品供給高4億1,798万円（計画対比109.70%）の実績となりました。

※購買供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

購買品供給高

単位：百万円



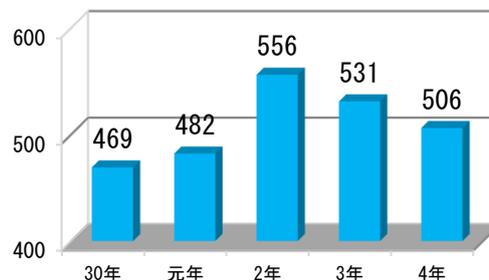
### ⑤販売事業

受託販売品につきましては、農家所得の増大を目指し、直売所を拠点とした販売力強化に取組み、農産物直売所「みどりっ子」とファーマーズセンター「みのーれ立川」「みのーれ立川幸町店」での取扱いを中心に、新たな販路拡大を目指し消費者への安心で安全な新鮮野菜等の販売に努めましたが、受託販売品販売高2億9,815万円（計画対比95.56%）の実績となりました。

買取販売品につきましては、米の販売や業務提携先等の野菜販売に努めましたが、買取販売品販売高2億798万円（計画対比90.03%）の実績となり、販売品販売高合計5億613万円の実績となりました。

販売品販売高

単位：百万円



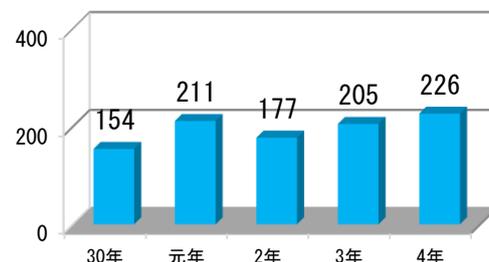
### ⑥宅地等供給事業

組合員の円滑な事業承継や、財産診断並びに遺言信託を活用した相続の事前相談や資産の有効な活用と組合員の農地や資産の管理など多岐にわたる相談に対応し、それに伴う不動産取引の媒介を行った結果、事業総利益2億2,610万円（計画対比113.90%）の実績となりました。

また、インボイス制度への理解を深めるため、全地区の資産管理部会と農業所得部会の部会員を対象に研修会を開催いたしました。

宅地等供給事業総利益

単位：百万円

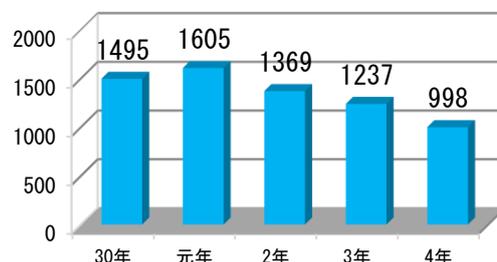


### ⑦利用事業

コロナ禍の葬儀につきましては、組合員・地域の皆さまが安心していただけるよう、感染予防対策をしながら葬儀を執り行いました。「家族葬」や「一日葬」へと葬儀の形式が変化中、事前相談から皆さまの要望や疑問に丁寧な対応を心掛け、安心したサービスの提供に努めました。事業総利益998万円（計画対比67.49%）の実績となりました。

利用事業総利益

単位：万円



## トピックス

令和4年	4月	ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会第10回通常総会 第30回女性部通常総代会
令和4年	5月	J A 東京みどり農業フェア 第10回ファーマーズセンターみののれ立川通常総会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 第30回野菜生産部会通常総代会
令和4年	6月	支部長会正副会長・統括支店長合同会議 第30回青壮年部通常総代会 第10回ファーマーズセンターみののれ立川地産地消推進スペース管理運営協議会 総会 第30回苗木受託部会通常総会 第29回果実生産部会通常総代会 第14回一括貸オーナー会通常総会 東京みどり農業協同組合第30回通常総代会
令和4年	7月	親子夏野菜収穫体験 東京みどり農業協同組合30周年記念夏季農畜産物品評会
令和4年	8月	3地区みどりっ子会長会議 第30回資産管理部会通常総代会 第28回農業所得部会通常総代会
令和4年	9月	ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 女性部と常勤役員等との意見交換会 苗木受託部会東京都緑化用委託苗木立毛品評会 5地区直売所合同会長会議
令和4年	10月	市場出荷者及び直売所出荷者などを対象にした消費税、インボイス制度などの 税務研修会 青壮年部と常勤役員等との意見交換会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会
令和4年	11月	東やまと産業まつり 国立市農業まつり 立川市農業祭 武蔵村山市農業まつり 東京みどり農業協同組合30周年記念5地区直売所合同大抽選会 女性部健康教室 昭島市産業まつり 親子秋野菜収穫体験
令和4年	12月	野菜生産部会と常勤役員等との意見交換会 支部長会正副会長・統括支店長合同会議 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 J A 東京みどり都市農政連絡協議会役員総会
令和5年	1月	武蔵村山地区支部長会議 東大和地区支部長会議 立川地区支部長会議 昭島地区支部長会議 国立地区支部長会議
令和5年	2月	東京みどり農業協同組合三十周年記念式典 3地区みどりっ子会長会議 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会 苗木受託部会臨時総会
令和5年	3月	農業機械展示会 青壮年部・みどりカレッジ合同講演会 ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会

## 農業振興活動

令和4年度の主な農業振興活動は以下の通りです。

### ①生産資材等のコスト低減への取組

新規低価格商品の取扱いを進めるとともに、既存商品の低価格化を図りました。肥料の銘柄を絞る予約による大量注文により価格の抑制に努めました。

販売数：レオユキL 680袋、レオグリーン特号 2,211袋、エコレット808 897袋

### ②農業機械の貸出推進

農作業負担の軽減への取組として、農業機械の貸出を行い、作業時間の短縮と省力化につながりました。

貸出実績：ハンマーナイフモア（草刈機）18回、刈払機5回、掘り取り機8回、耕耘機3回、トラクター2回、その他3回

### ③直売所の地場産農畜産物の売上増加

地場産農畜産物を周知し売上を増加させるため、各地区イベントの開催を始め、コンビニへの出荷や病院・保育園向け等の給食業者、飲食店等への外部への販売を実施しました。

# 社会的責任と貢献活動

## 全般に関する事項

当JAは、国立市、昭島市、立川市、武蔵村山市、東大和市の五市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営され、地域農業の活性化・生活水準の向上を目指す協同組合であり、地域の金融機関でもあります。

当JAの運営資金は、その大半が組合員や地域住民からお預りしている貯金が原資となり、資金を必要とする組合員や地域住民の方々にご利用いただき、地域の一員として農業の発展と豊かな地域社会の実現に向け、健全経営の徹底を念頭に置き、各事業活動を展開しています。

### 1 地域からの資金調達の状況

メイン化取引として年金振込口座の獲得、定期貯金・定期積金等のキャンペーンを実施し、期末貯金残高は2,633億8,828万円になりました。

### 2 地域への資金供給の状況

生活に必要な資金・農業経営の維持・改善に必要な設備資金等、必要な資金を幅広くご利用できるよう、様々な商品開発を行い、また住宅ローンの借換えを中心とした事業推進を行い、期末貸出残高は834億7,009万円になりました。

### 3 文化的・社会的貢献に関する事項

当JAの農地は、大消費地を背景にした都市近郊農業に期待される蔬菜の生産が中心となり、直売・直売施設・農業祭等の直売を通じ、新鮮で安心な農産物を供給しています。最近の環境問題に対しては、積極的な土壌検査や低農薬栽培・有機栽培を推し進めるとともに、都市における農地が果たす防災機能についても、地域住民に理解を得られるよう努めています。

組合員の健康管理として、女性部・青壮年部・各種生産団体等を通じ、組合員やその家族の方々を対象に健康診断を推進し、厚生連の健康管理センターの利用を促し、健康の維持増進にも取り組んでいます。

情報サービスとしては、広報誌「みどり」の年4回の発行や、インターネット上のホームページを通して、情報提供を行っています。また、広報活動として地域の皆様に農業やJAの取り組みを知っていただけるよう、タブロイド版広報紙「Clover」を年2回発行するとともに、フェイスブックを活用したPRを行っています。

その他に、社会保険労務士による年金相談会や、税理士による税務相談会も随時行っています。

また、全店舗にAED（自動体外式除細動器）の設置を行い、職員の上級救命技能認定講習に取り組んでおります。

### 4 地域密着型金融への取り組み

メイン強化先及び大口定期利用者に対する訪問活動・利用者視点でのサービスの提供を強化し、年金受給口座、給与振込口座の獲得に取り組んでおります。

## 5 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

（1）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

（1）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

（1）経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

# リスク管理の状況

## リスク管理体制等

### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### 1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### 2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## 4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## 6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

## 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### 金融ADR制度への対応

#### 1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

本店信用共済部：042-535-1061      国立支店：042-572-2101      富士見台支店：042-572-8151  
昭島支店：042-541-0021      幸町支店：042-535-2211      西砂支店：042-531-0014  
村山支店：042-561-1611      東大和支店：042-561-4321      仲原支店：042-562-2311  
※受付時間 平日 午前9時～午後5時

#### 2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）  
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）  
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

### 内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告していますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、17.45%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

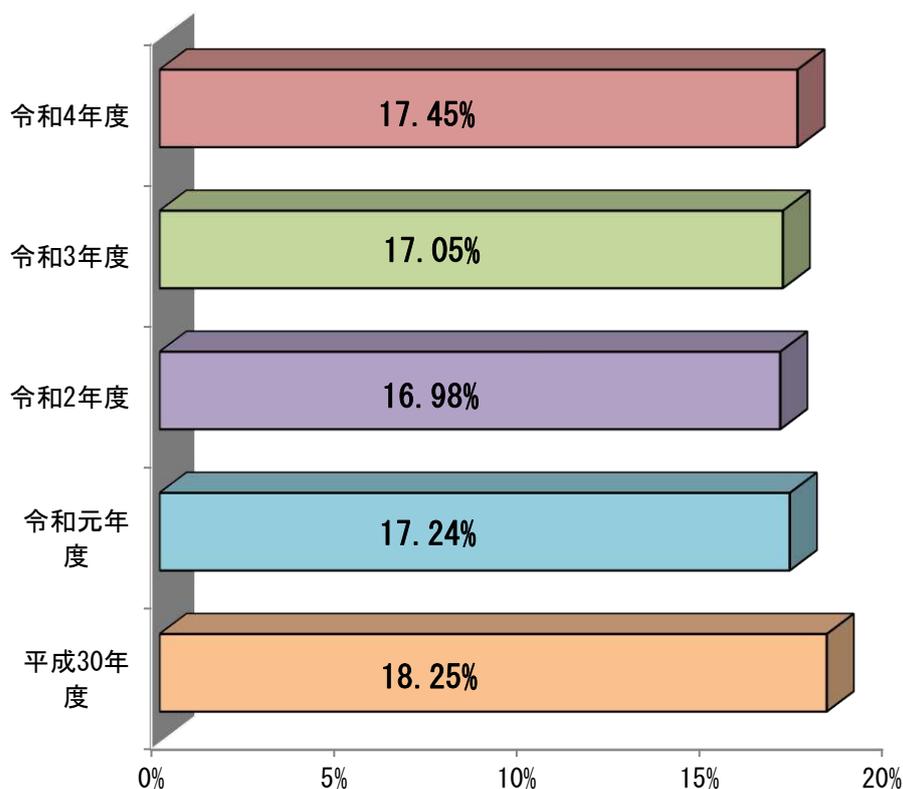
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京みどり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21,367百万円 (前年度21,040百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### 自己資本比率の推移



## 事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

### 1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

### 貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



## 融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。  
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。  
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金、他の金融機関から借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 物 件 ロ ー ン	アパートやマンション等の賃貸物件の建設資金、他の金融機関から借入中の賃貸物件ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 物 件 リ フ ォ ー ム ロ ー ン	賃貸物件の増改築・改装・補修の他、付帯する設備等にご利用いただけます。
農 業 生 産 資 金	農業機械の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。
相 続 税 納 付 資 金	相続税を納付するために必要な資金にご利用いただけます。
農 外 事 業 資 金	資産を有効活用するために必要な資金にご利用いただけます。
J A 小 口 ロ ー ン	目的や用途に合わせてご利用いただけます。 ・マイカー ・教育 ・多目的 ・リフォーム
フ リ ー ロ ー ン ゆ め み ど り	お使い道が自由のフリーローンです。

## 為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。  
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

## 証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

# JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。  
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

## 破綻未然 防止システム



## 貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

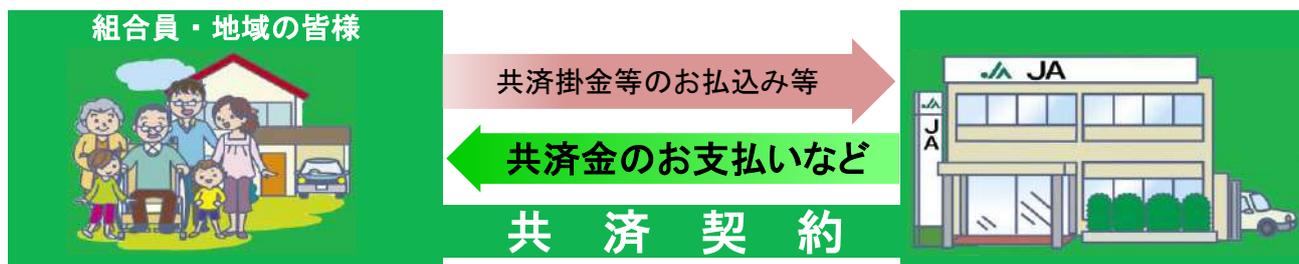
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

## 2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。  
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

- 万一のときの家族の生活に備える
- 入院や手術に備える
- 教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
生存給付特則付一時払終身共済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
子ども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。

### 3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結びお手伝いをしています。

また、直営の直売施設であるみのーれ立川・各地区みどりっ子では、トマト、キュウリ、ホウレンソウ、小松菜をはじめ、新鮮で安心・安全な地場農畜産物を販売しています。

#### 販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安心・安全な地場農畜産物を消費者に届けています。また、産地との直接取引による南魚沼産コシヒカリや山形産つや姫等のお米の販売も行っています。



#### 購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



### 4 宅地等供給事業

皆さまの大切な資産を守るため、信頼と安心を心掛け各種相談・対応をしております。

- ・農地・宅地等の不動産売買の相談および仲介
- ・土地活用の相談
- ・賃貸住宅等の建築斡旋
- ・所得税確定申告の記帳指導
- ・駐車場の管理
- ・財産診断ならびに遺言信託の相談
- ・税金、法律の相談

### 5 利用事業

全国農業協同組合連合会及び業務提携先と連携を図り、総合力をアピールした葬儀全体のプロデュースと事後まで充実した対応をしております。

### 7 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

## 各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和5年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

### 為替手数料

種 類		同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて	
振 込 手 数 料	文書扱い	1万円未満1件につき		330円	
		1万円以上3万円未満1件につき		440円	
		3万円以上1件につき		660円	
	電信扱い	1万円未満1件につき	220円	220円	440円
		1万円以上3万円未満1件につき	220円	220円	550円
		3万円以上1件につき	440円	440円	770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	440円
		3万円以上1件につき	無料	330円	660円
	インター ネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円	220円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円	220円
		3万円以上1件につき	無料	220円	330円
送金 手数料	普通扱い		440円	660円	
	電信扱い		440円	660円	

### 手形・小切手取立等手数料

種 類	種 類	手数料
代金取立	普通扱い	1通につき 990円
	至急扱い	1通につき 1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料（※）	1通につき 1,100円
	離島回金手数料	無 料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

### 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
当座小切手（50枚）	2,200円
約束手形（20枚）	2,200円
為替手形（20枚）	2,200円
専用手形（1枚）	770円
自己宛小切手（1枚）	770円

### 当座貯金開設手数料

種 類	手数料
当座貯金	無 料
マル専当座貯金	3,300円

### 硬貨両替・金種指定払出手数料

	両 替 金 受 入 ・ 払 出 枚 数			
	100枚まで	101枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,000枚を超える部分 は500枚毎に
手数料	(口座有) 無料 (口座無) 550円	550円	1,100円	550円加算

## 振込送金等手数料

種	類	手 数 料
定時自動送金		
	開設時	1,100円
	送金時（他行宛）	送金手数料
	送金時（JA東京みどり本支店宛）	55円
総合振込		
	登録（開設）時	110円
	振込時	110円

## その他の手数料

種	類	手 数 料
	残高証明書（貯金）	550円
	残高証明書（貯金（英文発行））	2,200円
	相続貯金等評価額証明書	550円
	取引履歴明細（1口座毎・1年単位）	220円
	通帳・証書再発行	550円
	ICキャッシュカードの再発行	1,100円

## 融資関係手数料

種	類	手 数 料
	残高証明書（住宅ローン年末残高証明書は除く）	550円
	支払利息証明書	550円
	融資証明書	550円
新規実行		
	住宅ローン・賃貸物件ローン	36,300円
	小口ローン	3,300円
条件変更		
	金利条件変更	22,000円
	再固定特約・期限変更・返済方法変更	5,500円
繰上償還		
	一部繰上	5,500円
	住宅ローン JAネットバンク扱い	無料
	（小口ローン）	1,100円
	全額償還	22,000円
	（小口ローン）	3,300円

## 金庫利用手数料

種	類	手 数 料
貸金庫		
	小型	16,500円
	大型	27,500円



# 貸借対照表

## 資産の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>273,926,919</b>	<b>270,254,568</b>
(1) 現金	982,971	986,984
(2) 預金	180,371,245	173,562,807
系統預金	180,371,245	171,562,807
系統外預金	-	2,000,000
(3) 有価証券	10,746,420	12,377,670
国債	4,965,410	6,084,520
地方債	613,640	585,940
社債	5,167,370	5,707,210
(4) 貸出金	82,127,496	83,470,095
(5) その他の信用事業資産	150,768	175,355
未収収益	117,969	134,411
その他の資産	32,798	40,944
(6) 貸倒引当金	△451,982	△318,344
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>14,307</b>	<b>14,468</b>
(1) その他の共済事業資産	14,307	14,468
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>37,439</b>	<b>40,255</b>
(1) 経済事業未収金	17,297	14,381
(2) 棚卸資産	19,496	25,228
購買品	17,250	23,545
その他の棚卸資産	2,246	1,683
(3) その他の経済事業資産	645	645
<b>4. 雑資産</b>	<b>314,768</b>	<b>298,291</b>
(1) 雑資産	314,768	298,291
<b>5. 固定資産</b>	<b>4,799,517</b>	<b>4,685,064</b>
(1) 有形固定資産	4,765,269	4,644,782
建物	3,278,637	3,285,366
機械装置	4,582	4,582
土地	2,664,357	2,664,357
建設仮勘定	-	2,530
その他の有形固定資産	736,235	739,960
減価償却累計額	△1,918,543	△2,052,015
(2) 無形固定資産	34,247	40,281
その他の無形固定資産	34,247	40,281
<b>6. 外部出資</b>	<b>10,435,820</b>	<b>10,505,070</b>
(1) 外部出資	10,435,820	10,505,070
系統出資	9,897,660	9,966,910
系統外出資	538,160	538,160
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>391,572</b>	<b>589,335</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>289,920,343</b>	<b>286,387,054</b>

## 負債の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>267,402,613</b>	<b>263,948,612</b>
(1) 貯金	262,576,134	263,388,289
(2) 借入金	4,700,000	500,000
(3) その他の信用事業負債	126,478	60,322
未払費用	11,465	10,474
その他の負債	115,013	49,848
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>403,621</b>	<b>415,546</b>
(1) 共済資金	153,496	169,019
(2) 未経過共済付加収入	247,452	245,499
(3) その他の共済事業負債	2,672	1,027
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>48,429</b>	<b>54,264</b>
(1) 経済事業未払金	48,280	37,338
(2) 経済受託債務	148	16,925
<b>4. 雑負債</b>	<b>182,140</b>	<b>229,724</b>
(1) 未払法人税等	41,220	87,691
(2) 資産除去債務	7,739	3,671
(3) その他の負債	133,180	138,361
<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,106,372</b>	<b>1,077,772</b>
(1) 賞与引当金	138,630	130,656
(2) 退職給付引当金	708,519	720,585
(3) 役員退職慰労引当金	41,267	49,263
(4) 特例業務負担金引当金	200,023	177,267
(5) 固定資産解体等引当金	17,932	
<b>負債の部合計</b>	<b>269,143,177</b>	<b>265,725,919</b>
<b>・純資産の部</b>		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>20,975,874</b>	<b>21,405,698</b>
(1) 出資金	1,753,070	1,736,564
(2) 資本準備金	6,199	6,199
(3) 利益剰余金	19,253,793	19,702,648
利益準備金	3,731,876	3,731,876
その他の利益剰余金	15,521,917	15,970,772
目的積立金	2,800,000	4,600,000
特別積立金	11,450,000	10,000,000
当期未処分剰余金	1,271,917	1,370,772
(うち当期剰余金)	(334,970)	(638,931)
(4) 処分未済持分	△37,188	△39,713
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>△198,708</b>	<b>△744,564</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△198,708	△744,564
<b>純資産の部合計</b>	<b>20,777,166</b>	<b>20,661,134</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>289,920,343</b>	<b>286,387,054</b>

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
<b>1. 事業総利益</b>	<b>3,030,775</b>	<b>3,231,892</b>
<b>事業収益</b>	<b>3,562,805</b>	<b>3,637,638</b>
<b>事業費用</b>	<b>532,030</b>	<b>405,746</b>
(1) 信用事業収益	2,173,946	2,250,242
資金運用収益	2,069,112	2,152,752
(うち預金利息)	(821,796)	(724,500)
(うち有価証券利息)	(62,033)	(90,997)
(うち貸出金利息)	(902,969)	(890,622)
(うちその他受入利息)	(282,312)	(446,632)
役務取引等収益	57,362	59,950
その他事業直接収益	12,507	-
その他経常収益	34,965	37,539
(2) 信用事業費用	121,321	523
資金調達費用	22,911	25,864
(うち貯金利息)	(21,327)	(24,702)
(うち給付補填備金繰入)	(1,576)	(1,159)
(うちその他支払利息)	(6)	(2)
役務取引等費用	19,398	16,238
その他経常費用	79,012	△41,579
(うち貸倒引当金戻入益)	(△14,232)	(△133,638)
<b>信用事業総利益</b>	<b>2,052,624</b>	<b>2,249,718</b>
(3) 共済事業収益	720,886	694,237
共済付加収入	670,000	646,174
その他の収益	50,885	48,062
(4) 共済事業費用	28,353	19,251
共済推進費	20,146	10,529
共済保全費	6,607	7,078
その他の費用	1,599	1,642
<b>共済事業総利益</b>	<b>692,533</b>	<b>674,985</b>
(5) 購買事業収益	190,048	206,616
購買品供給高	165,080	181,556
購買手数料	22,058	22,461
その他の収益	2,909	2,599
(6) 購買事業費用	165,226	170,783
購買品供給原価	140,790	151,401
購買品供給費	23,883	18,734
その他の費用	551	647
<b>購買事業総利益</b>	<b>24,821</b>	<b>35,833</b>
(7) 販売事業収益	257,758	246,795
販売品販売高	216,924	207,980
販売手数料	39,812	37,834
その他の収益	1,022	979
(8) 販売事業費用	178,847	173,950
販売品販売原価	166,258	161,144
販売費	2,610	2,398
その他の費用	9,978	10,407
<b>販売事業総利益</b>	<b>78,911</b>	<b>72,844</b>

科 目	令和3年度	令和4年度
(9) 利用事業収益	12,379	9,988
<b>利用事業総利益</b>	<b>12,379</b>	<b>9,988</b>
(10) 宅地等供給事業収益	206,293	226,480
(11) 宅地等供給事業費用	562	375
<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>205,731</b>	<b>226,105</b>
(12) 指導事業収入	1,492	3,277
(13) 指導事業支出	37,719	40,862
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△36,226</b>	<b>△37,584</b>
<b>2. 事業管理費</b>	<b>2,766,152</b>	<b>2,596,516</b>
(1) 人件費	1,872,622	1,806,867
(2) 業務費	354,793	316,247
(3) 諸税負担金	159,099	145,631
(4) 施設費	363,024	314,964
(5) その他事業管理費	16,613	12,806
<b>事業利益</b>	<b>264,623</b>	<b>635,376</b>
<b>3. 事業外収益</b>	<b>171,565</b>	<b>163,935</b>
(1) 受取出資配当金	150,044	150,717
(2) 賃貸料	3,992	3,885
(3) 雑収入	17,528	9,332
<b>4. 事業外費用</b>	<b>4,464</b>	<b>3,026</b>
(1) 寄付金	61	69
(2) 雑損失	4,402	2,957
<b>経常利益</b>	<b>431,724</b>	<b>796,285</b>
<b>5. 特別利益</b>	<b>17,286</b>	<b>-</b>
(1) 固定資産処分益	569	-
(2) 一般補助金	16,717	-
<b>6. 特別損失</b>	<b>42,735</b>	<b>25,213</b>
(1) 固定資産処分損	24,803	393
(2) 固定資産解体等引当金繰入額	17,932	-
(3) 30周年記念事業費用	-	24,819
<b>税引前当期利益</b>	<b>406,275</b>	<b>771,072</b>
法人税・住民税及び事業税	84,987	118,467
法人税等調整額	△13,682	13,672
<b>法人税等合計</b>	<b>71,304</b>	<b>132,140</b>
当期剰余金	334,970	638,931
当期首繰越剰余金	936,947	731,840
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>1,271,917</b>	<b>1,370,772</b>

### 第 31 期 注記表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

###### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購入品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

###### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ③ 利用事業

葬祭施設や農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

### ⑤ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

318,344 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 589,335 千円 (繰延税金負債との相殺前)

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

## 3. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、JA東京みどり5カ年総合損益予測(令和4年度～令和8年度)を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は121,057千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	100,233千円	構築物	18,160千円	器具備品	2,663千円
----	-----------	-----	----------	------	---------

### 2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、地方債585,940千円を借入金の担保に差し入れています。また、為替決済の担保として定期預金3,000,000千円を、公金収納事務取扱に係る担保として定期預金500千円をそれぞれ差し入れています。

### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	624,778 千円
-------------------	------------

### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は109,235千円、危険債権額は356,617千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は465,853千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が207,020千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	173,562,807	173,506,271	△56,535
有価証券			
その他有価証券	12,377,670	12,377,670	-
貸出金	83,470,095		
貸倒引当金(*1)	△318,344		
貸倒引当金控除後	83,151,751	84,370,511	1,218,760
資産計	269,092,228	270,254,453	1,162,225
貯金	263,388,289	263,379,836	△8,452
借入金	500,000	500,000	-
負債計	263,888,289	263,879,836	△8,452

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債などその他の債券については、公表された相場価格を用いています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。借入金については、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

#### 貸借対照表計上額

外部出資

10,505,070

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	171,562,807	-	-	-	-	2,000,000
有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	-	13,400,000
貸出金(*1, 2)	5,677,923	5,390,332	5,490,330	4,534,874	4,382,400	57,265,683
合計	177,240,730	5,390,332	5,490,330	4,634,874	4,382,400	72,665,683

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越67,207千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件728,550千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	260,143,706	1,818,781	921,996	307,412	196,393	-
借入金	500,000	-	-	-	-	-
合計	260,643,706	1,818,781	921,996	307,412	196,393	-

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	507,300	498,025	9,274
	地方債	105,140	99,992	5,147
	社債	-	-	-
	小計	612,440	598,018	14,421
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	5,577,220	6,012,621	△435,401
	地方債	480,800	500,000	△19,200
	社債	5,707,210	6,300,000	△592,790
	小計	11,765,230	12,812,621	△1,047,391
合計	12,377,670	13,410,639	△1,032,969	

(\*1)なお、上記の差額に繰延税金資産288,405千円を加えた額△744,564千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額780,781千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	708,519 千円
退職給付費用	49,730 千円
退職給付の支払額	△ 37,663 千円
期末における退職給付引当金	720,585 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	720,585 千円
未積立退職給付債務	720,585 千円
退職給付引当金	720,585 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	49,730 千円
特定退職金共済制度への拠出金	59,746 千円
臨時に支払った割増退職金	2,510 千円
合計	111,986 千円

## 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金19,732千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、177,267千円となっています。

## VIII. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		18,300
個別貸倒引当金 対象 未収利息 不計上分		7,479
退職給付引当金		201,187
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		7,421
賞与引当金		36,479
賞与引当金未払保険料		5,867
役員退職慰労引当金		13,754
特例業務負担金引当金		49,493
一括償却資産		481
資産除去債務		1,024
その他		279
その他有価証券評価差額金（評価損）		288,405
繰延税金資産小計		630,173
評価性引当額		△40,837
繰延税金資産合計		589,335
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		-
繰延税金資産の純額		589,335

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.73 %
住民税均等割等	0.51 %
評価性引当額の増減	△4.45 %
事業分量配当金	△5.03 %
その他	0.51 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.14 %

## IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## X. その他の注記

### 資産除去債務に関する注記

#### 1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

##### (1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産は償却が終了しているため、資産除去債務及び有形固定資産に含まれる除去費用の各期への配分は行わず、支出見積総額を資産除去債務としています。

## (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	7,739
資産除去債務の履行による減少額	△4,068
期末残高	3,671

## 2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部事業店舗に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該一部事業店舗は当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 第 30 期 注記表

東京みどり農業協同組合

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### (5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

### (6) 固定資産解体等引当金

建物解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③ 利用事業

葬祭施設等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

#### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ255,350千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

451,982千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 391,572 千円 (繰延税金負債との相殺前)

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

## 3. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、JA東京みどり5ヵ年総合損益予測(令和3年度～令和7年度)を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は121,057千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	100,233千円	構築物	18,160千円	器具備品	2,663千円
----	-----------	-----	----------	------	---------

### 2. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、国債101,060千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。地方債613,640千円を借入金の担保に差し入れています。また、為替決済の担保として定期預金3,000,000千円を、公金収納事務取扱に係る担保として定期預金500千円をそれぞれ差し入れています。

### 3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	593,425 千円
-------------------	------------

#### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は117,705千円、危険債権額は507,701千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は625,406千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債・社債などの有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が306,968千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	180,371,245	180,373,138	1,893
有価証券			
その他有価証券	10,746,420	10,746,420	-
貸出金	82,127,496		
貸倒引当金(*1)	△ 451,982		
貸倒引当金控除後	81,675,513	83,276,801	1,601,288
資産計	272,793,178	274,396,360	1,603,182
貯金	262,576,134	262,591,842	15,707
借入金	4,700,000	4,699,857	△142
負債計	267,276,134	267,291,699	15,564

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### 【負債】

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。借入金については、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

10,435,820

外部出資

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	180,371,245	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	-	-	-	100,000	10,900,000
貸出金(*1,2)	5,923,650	6,661,500	5,431,000	4,621,103	4,321,502	54,111,602
合 計	186,394,895	6,661,500	5,431,000	4,621,103	4,421,502	65,011,602

(\*1)

貸出金のうち、当座貸越71,979千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,057,136千円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	259,168,961	1,828,225	1,088,109	230,397	260,440	-
借入金	4,200,000	500,000	-	-	-	-
合 計	263,368,961	2,328,225	1,088,109	230,397	260,440	-

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

#### (1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	101,060	99,996	1,063
	地方債	613,640	599,990	13,649
	社 債	1,547,620	1,500,000	47,620
	小 計	2,262,320	2,199,987	62,332
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,864,350	5,022,110	△157,760
	地方債	-	-	-
	社 債	3,619,750	3,800,000	△180,250
	小 計	8,484,100	8,822,110	△338,010
合 計		10,746,420	11,022,098	△275,678

(\*)なお、上記の差額に繰延税金資産76,969千円を加えた額△198,708千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	401,938	3,718	-
社債	508,789	8,789	-
合 計	910,727	12,507	-

## Ⅶ. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額762,040千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		687,342 千円
退職給付費用		46,475 千円
退職給付の支払額	△	25,298 千円
期末における退職給付引当金		708,519 千円

#### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	708,519 千円
未積立退職給付債務	708,519 千円
退職給付引当金	708,519 千円

#### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	46,475 千円
特定退職金共済制度への拠出金	61,170 千円
臨時に支払った割増退職金	1,117 千円
合計	108,763 千円

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金19,744千円を拠出しています。

なお、令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、200,023千円となっています。

## Ⅷ. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	55,347
個別貸倒引当金 対象 未収利息 不計上分	7,000
退職給付引当金	197,818
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	4,404
賞与引当金	38,705
賞与引当金未払保険料	6,107
役員退職慰労引当金	11,521
特例業務負担金引当金	55,846
一括償却資産	1,169
資産除去債務	2,160
固定資産解体等引当金	5,006
その他	4,687
その他有価証券評価差額金（評価損）	76,969
繰延税金資産小計	466,746
評価性引当額	△75,173
繰延税金資産合計	391,572
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	391,572

## 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.77 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.16 %
住民税均等割等	0.96 %
評価性引当額の増減	0.53 %
事業分量配当金	△9.52 %
繰年度法人税等	2.03 %
その他	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.55 %

## IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## X. その他の注記

### 資産除去債務に関する注記

#### 1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

##### (1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

##### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産は償却が終了しているため、資産除去債務及び有形固定資産に含まれる除去費用の各期への配分は行わず、支出見積総額を資産除去債務としています。

#### 2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当JAは、一部事業店舗に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該一部事業店舗は当JAが事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転を行う予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

# 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和4年6月24日総代会承認	令和5年6月23日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	1,271,917	1,370,772
任意積立金取崩額	1,950,000	-
剰余金処分量 (B)	2,490,076	589,831
任意積立金	2,300,000	400,000
施設整備積立金	( - )	( 200,000 )
経営安定化積立金	( 2,300,000 )	( 200,000 )
出資配当金	51,492	50,950
(出資配当率)	( 3.00% )	( 3.00% )
事業分量配当金	138,584	138,880
次期繰越剰余金 (A - B)	731,840	780,941

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和3年度		令和4年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯金	定期性貯金の平均残高に対し0.13%の割合	138,584	定期性貯金の平均残高に対し0.13%の割合	138,880
事業分量配当金合計			138,584		138,880

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額32,000千円が含まれていません。

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
繰越額	17,000	32,000

# 部門別損益計算書

◇ 令和4年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	3,637,638	2,250,242	694,237	379,697	310,183	3,277	
事業費用 ②	405,746	523	19,251	271,177	73,932	40,862	
事業総利益 (①-②) ③	3,231,892	2,249,718	674,985	108,520	236,251	△37,584	
事業管理費 ④	2,596,516	1,362,336	494,173	302,619	270,480	166,905	
(うち減価償却費 ⑤)	142,791	79,117	15,960	25,697	12,717	9,298	
(うち人件費 ⑤')	(1,806,867)	(857,537)	(412,298)	(193,219)	(207,751)	(136,060)	
※うち共通管理費 ⑥		495,100	126,149	109,118	75,272	34,793	△840,434
(うち減価償却費 ⑦)		(62,271)	(15,866)	(13,724)	(9,467)	(4,376)	(△105,706)
(うち人件費 ⑦')		(204,460)	(52,095)	(45,062)	(31,085)	(14,368)	(△347,072)
事業利益 (③-④) ⑧	635,376	887,381	180,811	△194,098	△34,228	△204,490	
事業外収益 ⑨	163,935	94,751	24,703	22,104	14,405	7,970	
※うち共通分⑩		94,751	24,142	20,882	14,405	6,658	△160,841
事業外費用 ⑪	3,026	1,782	454	392	271	125	
※うち共通分⑫		1,782	454	392	271	125	△3,026
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	796,285	980,350	205,061	△172,387	△20,094	△196,644	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	25,213	9,994	2,152	1,861	1,284	9,920	
※うち共通分⑰		8,447	2,152	1,861	1,284	593	△14,340
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	771,072	970,356	202,908	△174,248	△21,378	△206,565	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		128,442	32,740	26,667	18,714	△206,565	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	771,072	841,913	170,168	△200,916	△40,093		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値(営農指導部門を除く)
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位: %)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	58.92%	15.01%	12.98%	8.95%	4.14%	100.00%
営農指導事業	62.18%	15.85%	12.91%	9.06%		100.00%

◇ 令和3年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	3,562,805	2,173,946	720,886	388,130	278,349	1,492	
事業費用 ②	532,030	121,321	28,353	278,681	65,953	37,719	
事業総利益 (①-②) ③	3,030,775	2,052,624	692,533	109,448	212,396	△36,226	
事業管理費 ④	2,766,152	1,482,158	532,059	316,970	272,540	162,422	
(うち減価償却費 ⑤)	162,173	93,711	17,726	28,639	13,224	8,872	
(うち人件費 ⑤')	(1,872,622)	(913,864)	(434,356)	(193,203)	(202,707)	(128,491)	
※うち共通管理費 ⑥		576,222	152,252	128,184	86,009	38,971	△981,639
(うち減価償却費 ⑦)		(66,664)	(17,614)	(14,829)	(9,950)	(4,508)	(△113,568)
(うち人件費 ⑦')		(235,023)	(62,098)	(52,282)	(35,080)	(15,895)	(△400,380)
事業利益 (③-④) ⑧	264,623	570,466	160,473	△207,522	△60,144	△198,649	
事業外収益 ⑨	171,565	93,090	24,596	27,080	13,894	12,903	
※うち共通分⑩		93,090	24,596	20,708	13,894	6,295	△158,586
事業外費用 ⑪	4,464	2,620	692	582	391	177	
※うち共通分⑫		2,620	692	582	391	177	△4,464
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	431,724	660,935	184,377	△181,024	△46,640	△185,923	
特別利益 ⑭	17,286	10,147	2,681	2,257	1,514	686	
※うち共通分⑮		10,147	2,681	2,257	1,514	686	△17,286
特別損失 ⑯	42,735	25,086	6,628	5,580	3,744	1,696	
※うち共通分⑰		25,086	6,628	5,580	3,744	1,696	△42,735
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	406,275	645,996	180,430	△184,347	△48,870	△186,933	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		115,300	30,488	24,114	17,029	△186,933	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	406,275	530,696	149,941	△208,462	△65,900		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。  
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
  - 共通管理費等  
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業利益割の平均値
  - 営農指導事業  
管理部門を除いた人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業総利益割の平均値（営農指導部門を除く）
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	58.71%	15.51%	13.05%	8.76%	3.97%	100.00%
営農指導事業	61.68%	16.31%	12.90%	9.11%		100.00%

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月25日

東京みどり農業協同組合

代表理事組合長 **村田 訓男**

## 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 損益の状況

## 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	3,812	3,946	3,731	3,562	3,637
信用事業収益	2,239	2,161	2,121	2,173	2,250
共済事業収益	756	730	718	720	694
購買事業収益	342	499	387	190	206
販売事業収益	236	245	261	257	246
その他事業収益	237	310	241	220	239
経常利益	367	499	386	431	796
当期剰余金	282	225	315	334	638
出資金	1,812	1,802	1,785	1,753	1,736
(出資口数)	(1,812,448)	(1,802,668)	(1,785,921)	(1,753,070)	(1,736,564)
純資産額	20,725	20,741	20,869	20,777	20,661
総資産額	279,093	280,541	285,711	289,920	286,387
貯金等残高	250,683	251,843	256,968	262,576	263,388
貸出金残高	86,141	84,668	85,536	82,127	83,470
有価証券残高	1,043	2,731	7,117	10,746	12,377
剰余金配当金額	171	169	177	190	188
出資配当額	53	52	52	51	50
事業利用分量配当額	117	116	124	138	138
職員数	235	219	224	225	213
単体自己資本比率	18.25%	17.24%	16.98%	17.05%	17.45%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取扱は行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収益	2,069,112	2,152,752	83,640
役務取引等収益	57,362	59,950	2,588
その他事業直接収益	12,507	-	△12,507
その他経常収益	34,965	37,539	2,574
計	2,173,946	2,250,241	76,295
資金調達費用	22,911	25,864	2,953
役務取引等費用	19,398	16,238	△3,160
その他事業直接費用	-	-	-
その他経常費用	79,012	△41,579	△120,591
計	121,321	523	△120,798
資金運用収支	2,046,201	2,126,888	80,687
役務取引等収支	37,964	43,712	5,748
その他信用事業収支	△31,540	79,118	110,658
信用事業粗利益	2,096,672	2,170,600	73,928
(信用事業粗利益率)	0.77%	0.80%	0.03%
事業粗利益	3,182,178	3,264,547	82,369
(事業粗利益率)	1.11%	1.13%	0.03%
事業純益	416,026	668,031	252,005
実質事業純益	416,026	668,031	252,005
コア事業純益	403,519	668,028	264,509
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	403,519	668,028	264,509

注：信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)-信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額(全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。)

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益-国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

## 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	271,263	2,069	0.76%	270,833	2,152	0.79%
うち預金	178,942	1,104	0.61%	176,973	1,171	0.66%
うち有価証券	8,275	62	0.74%	12,377	90	0.72%
うち貸出金	84,046	902	1.07%	81,483	890	1.09%
資金調達勘定	265,516	22	0.00%	264,812	25	0.00%
うち貯金・定期積金	260,030	22	0.00%	262,540	25	0.00%
うち譲渡性貯金	-	-		-	-	
うち借入金	5,486	-	0.00%	2,272	-	0.00%
総資金利ざや			0.20%			0.28%

- 注 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	42	83
うち貸出金	△11	△12
うち有価証券	17	28
うち預金	36	67
支払利息	△15	2
うち貯金・定期積金	△15	3
差し引き	57	80

- 注 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

# 信用事業

## 貯金

### 1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	116,316 ( 44.7% )	122,535 ( 46.6% )	6,219
定期性貯金	143,484 ( 55.1% )	139,756 ( 53.2% )	△3,727
その他の貯金	226 ( 0.0% )	240 ( 0.0% )	14
計	260,027 ( 100.0% )	262,533 ( 100.0% )	2,505
譲渡性貯金	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
合 計	260,027 ( 100.0% )	262,533 ( 100.0% )	2,505

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比

### 2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	137,448 ( 100.0% )	134,872 ( 100.0% )	△2,575
うち固定金利定期	137,448 ( 100.0% )	134,872 ( 100.0% )	△2,575
うち変動金利定期	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比

### 3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
財形貯蓄残高	3	3	-

## 貸出金

### 1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	25 ( 0.0% )	60 ( 0.0% )	34
証書貸付金	83,975 ( 99.8% )	81,371 ( 99.8% )	△2,603
当座貸越	71 ( 0.0% )	69 ( 0.0% )	△1
制度資金貸付金	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
金融機関貸付金	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
割引手形	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
合 計	84,072 ( 100.0% )	81,501 ( 100.0% )	△2,570

( ) 内は構成比

### 2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	215 ( 0.2% )	291 ( 0.3% )	76
林業	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
製造業	649 ( 0.7% )	656 ( 0.7% )	7
建設・不動産業	5,953 ( 7.2% )	6,904 ( 8.2% )	951
電気・ガス・熱供給水道業	62 ( 0.0% )	59 ( 0.0% )	△3
運輸・通信業	142 ( 0.1% )	132 ( 0.1% )	△9
金融・保険業	2 ( 0.0% )	1 ( 0.0% )	△1
卸売・小売業・サービス業・飲食業	6,375 ( 7.6% )	5,934 ( 7.0% )	△439
地方公共団体	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
非営利法人	- ( 0.0% )	- ( 0.0% )	-
その他	68,726 ( 83.6% )	69,487 ( 83.2% )	761
合 計	82,127 ( 100.0% )	83,470 ( 100.0% )	1,342

( ) 内は構成比

### 3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	1,757	1,745	△12
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	79,415	80,801	1,386
その他担保物	-	-	-
小 計	81,173	82,546	1,373
農業信用基金協会保証	135	141	6
その他保証	569	526	△43
小 計	704	667	△37
信 用	249	255	6
合 計	82,127	83,470	1,343

#### 4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	45,358 ( 55.1%)	45,335 ( 54.2%)	△22
変動金利貸出	36,768 ( 44.7%)	38,133 ( 45.6%)	1,365
合 計	82,127 ( 100.0%)	83,470 ( 100.0%)	1,342

( ) 内は構成比

#### 5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
運転資金	1,851 ( 2.2%)	580 ( 0.6%)	△1,270
設備資金	57,501 ( 69.9%)	58,588 ( 70.1%)	1,086
生活資金	22,701 ( 27.5%)	24,232 ( 29.0%)	1,531
その他	71 ( 0.0%)	67 ( 0.0%)	△4
合 計	82,127 ( 100.0%)	83,470 ( 100.0%)	1,342

( ) 内は構成比

#### 6 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

#### 7 主要な農業関係の貸出金残高

##### ① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業		-	-
野菜・園芸	69	66	△3
その他農業	374	405	31
合 計	444	471	27

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

##### ② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	444	471	27
農業制度資金	-	-	-
合 計	444	471	27

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

## 8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	109	43	-	65	109
	令和3年度	117	43	-	74	117
危険債権	令和4年度	356	241	14	100	356
	令和3年度	507	369	14	123	507
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和3年度	-	-	-	-	-
小計	令和4年度	465	285	14	166	465
	令和3年度	625	413	14	197	625
正常債権	令和4年度	83,028				
	令和3年度	81,527				
合計	令和4年度	83,494				
	令和3年度	82,153				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	269	254	-	269	254	254	151	-	254	151
個別貸倒引当金	196	197	-	196	197	197	166	-	197	166
合 計	466	451	-	466	451	451	318	-	451	318

## 10 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

## 11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## 為替

### 1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	27	103	36	135
	金額	23,640	45,626	31,001	54,093
代金取立為替	件数	0	-	0	0
	金額	7	-	0	1
雑為替	件数	2	2	2	2
	金額	12,631	12,579	17,935	17,874
合 計	件数	29	105	39	137
	金額	36,280	58,205	48,936	71,969

### 2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

### 3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

## 証券・窓販

### 1 公共債窓販実績

該当する取引はありません。

### 2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

## 有価証券等

### 1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	2,707	5,869	3,162
地方債	600	601	1
社債	4,968	5,907	938
合 計	8,275	12,377	4,101

### 2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

### 3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
<b>令和3年度</b>								
国債	99	-	-	-	-	5,022	-	-
地方債	-	-	99	-	-	500	-	-
社債	-	-	-	-	700	4,600	-	-
<b>令和4年度</b>								
国債	-	-	-	-	-	6,510	-	-
地方債	-	-	99	-	-	500	-	-
社債	-	-	-	400	300	5,600	-	-

## 4 有価証券の時価情報等

### ①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

### ②満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

### ③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を越えるもの	国債	101	99	1	507	498	9
	地方債	613	599	13	105	99	5
	社債	1,547	1,500	47	-	-	-
	小計	2,262	2,199	62	612	598	14
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を越えないもの	国債	4,864	5,022	△ 157	5,577	6,012	△ 435
	地方債	-	-	-	480	500	△ 19
	社債	3,619	3,800	△ 180	5,707	6,300	△ 592
	小計	8,484	8,822	△ 338	11,765	12,812	△ 1,047
合 計	10,746	11,022	△ 275	12,377	13,410	△ 1,032	

## 5 金銭の信託の時価情報

### ①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

### ②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

### ③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

## 6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

# 共済事業

## 1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命系	終身共済	3,485	82,745	2,979	80,845
	定期生命共済	169	1,586	229	1,688
	養老生命共済	1,129	39,218	727	36,353
	(うち子ども共済)	371	14,409	252	13,625
	医療共済	22	2,061	5	1,872
	がん共済	-	157	-	158
	定期医療共済	-	374	-	347
	介護共済	201	2,479	159	2,569
	年金共済	-	825	-	787
建物更生共済	37,324	371,560	34,206	372,046	
合 計	42,332	501,008	38,306	496,668	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

## 2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	33	0	32
	68	71	54	127
がん共済	0	4	0	4
定期医療共済	-	0	-	0
合 計	0	38	0	37
	68	71	54	127

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## 3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	240	3,221	184	3,287
認知症共済	-	-	112	112
生活障害共済 (一時金型)	20	72	6	75
生活障害共済 (定期年金型)	8	32	6	29
特定重度疾病共済	59	155	20	167

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

#### 4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	210	4,352	221	4,391
年金開始後	-	1,186	-	1,203
合 計	210	5,539	221	5,594

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

#### 5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	959	15,529	11	964	15,819	11
自動車共済	7,447		325	7,637		339
傷害共済	3,083	9,387	0	4,076	17,197	1
賠償責任共済	447		1	453		1
自賠責共済	785		13	775		13
合 計	12,721		352	13,905		367

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

# 経済事業

## 1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	49,915	57,834
農薬	45,574	40,729
飼料	16,362	20,124
農業機械	39,017	48,929
石油類	1,846	2,074
包装資材	12,053	12,579
保温資材	91,698	61,773
その他	18,931	24,786
小 計	275,398	268,831
生活物資		
食品	93,976	92,113
生鮮食品	59,497	57,247
一般食品	34,478	34,866
衣料品	496	487
耐久消費財	16,161	37,977
日用保健雑貨	15,312	18,559
家庭燃料	173	-
その他	-	12
小 計	126,120	149,150
合 計	401,518	417,982

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## 2 販売事業

### ①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
野菜	2,685	2,224
野菜（直売所）	299,481	286,480
その他畜産物	12,496	9,450
合 計	314,663	298,154

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

### ②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
米	125,328	121,787
野菜等	91,595	86,193
合 計	216,924	207,980

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## その他の事業

### 1 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収益		
受託宅地等供給収益	206,293	226,480
合 計	206,293	226,480
費用		
受託宅地等供給費用	562	375
合 計	562	375
差 引 利 益	205,731	226,105

### 2 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収入		
実費収入	833	740
指導雑収入	659	2,537
合 計	1,492	3,277
支出		
営農改善費	7,259	8,372
生活文化事業費	2,451	4,559
教育情報費	21,488	21,286
健康管理費	5,953	6,125
指導雑費	566	517
合 計	37,719	40,862
収 支 差 額	△36,226	△37,584

### 5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収益		
利用収益	53,350	47,925
合 計	53,350	47,925
費用		
利用費用	40,970	37,936
合 計	40,970	37,936
差 引 利 益	12,379	9,989

# 経営諸指標

## 1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	5,369	5,945
一店舗当り貯金残高	29,175	29,265
一職員当り貸出金残高	2,373	2,455
一店舗当り貸出金残高	11,732	11,924
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	10,891	11,186
一店舗当り長期共済保有高	55,667	55,185
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	37	40
一職員当り販売品販売高	143	135
一店舗当り購買品取扱高	80	83

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

## 2 利益率

(単位：%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.10%	0.20%	0.10%
資本経常利益率	2.00%	3.80%	1.80%
総資産当期純利益率	0.10%	0.20%	0.10%
資本当期純利益率	1.60%	3.00%	1.40%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

## 3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減	
貯貸率	期末	31.20%	31.60%	0.40%
	期中平均	32.30%	31.00%	-1.30%
貯証率	期末	4.00%	4.60%	0.60%
	期中平均	3.10%	4.70%	1.60%

# 自己資本の充実の状況

## 1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員資本の額	20,785	21,215
うち、出資金及び資本準備金の額	1,759	1,742
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	19,253	19,702
うち、外部流出予定額(△)	190	189
うち、上記以外に該当するものの額	△37	△39
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	254	151
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	254	151
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,040	21,367
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	29
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	24	29
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	29
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	21,015	21,338

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	117,611	116,575
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,583	5,671
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	123,195	122,246
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.05%	17.45%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	982	-	-	986	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,126	-	-	6,515	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	601	-	-	601	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	63	12	0	60	12	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	180,988	36,197	1,447	174,151	34,830	1,393
法人等向け	6,398	3,376	135	7,618	4,136	165
中小企業等向け及び個人向け	2,009	976	39	2,980	1,458	58
抵当権付住宅ローン	33,608	11,594	463	31,253	10,756	430
不動産取得等事業向け	29,321	28,351	1,134	30,681	29,721	1,188
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	23	4	0	29	5	0
信用保証協会等保証付	10,851	1,082	43	13,327	1,329	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	688	688	27	688	688	27
（うち出資等のエクスポージャー）	688	688	27	688	688	27
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	20,509	35,327	1,413	19,131	33,636	1,345
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	9,747	24,367	974	9,816	24,540	981
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	336	841	33	330	827	33
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	10,426	10,118	404	8,984	8,268	330

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	291,173	117,611	4,704	288,027	116,575	4,663
CVARリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	291,173	117,611	4,704	288,027	116,575	4,663
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	5,583	223	5,671	226		
所要自己資本額計	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	123,195	4,927	122,246	4,889		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び  
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	291,173	82,768	11,042	-	288,027	84,081	13,432	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	291,173	82,768	11,042	-	288,027	84,081	13,432	-
法 人	農業	10,612	176	-	10,672	167	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	572	572	-	522	522	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,265	7,265	-	8,266	8,266	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,822	7	4,814	-	5,820	5	5,814
	運輸・通信業	500	-	500	-	500	-	500
	金融・保険業	180,396	-	-	-	173,594	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,708	2,708	-	-	2,313	2,313	-
	日本国政府・地方公共団体	5,727	-	5,727	-	7,117	-	7,117
	上記以外	1,248	1,248	-	-	1,258	1,258	-
	個 人	70,789	70,789	-	-	71,547	71,547	-
そ の 他	6,531	-	-	-	6,413	-	-	
業種別残高計	291,173	82,768	11,042	-	288,027	84,081	13,432	-
1年以下	181,917	1,444	100		170,555	1,090	-	
1年超3年以下	3,349	3,349	-		6,326	2,226	-	
3年超5年以下	2,207	2,107	100		1,954	1,853	100	
5年超7年以下	3,079	3,079	-		3,741	3,339	401	
7年超10年以下	5,849	5,145	703		4,786	4,485	301	
10年超	77,258	67,120	10,138		83,453	70,824	12,628	
期限の定めのないもの	17,511	521	-		17,210	262	-	
残存期間別残高計	291,173	82,768	11,042		288,027	84,081	13,432	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度				令和4年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	269	254	-	269	254	254	151	-	254	151
個別貸倒引当金	196	197	-	196	197	197	166	-	197	166

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	196	15	-	14	197		197	4	-	35	166	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	196	15	-	14	197		197	4	-	35	166	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	47	-	-	7	40	-	40	4	-	8	36
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	67	-	-	-	67	-	67	-	-	3	64
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	81	15	-	7	89	-	89	-	-	23	65
業種別計	196	15	-	14	197	-	197	4	-	35	166	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	9,099	9,099	-	10,420	10,420
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	10,820	10,820	-	13,291	13,291
	リスク・ウェイト20%	500	181,075	181,575	500	175,386	175,886
	リスク・ウェイト35%	-	33,142	33,142	-	30,644	30,644
	リスク・ウェイト50%	4,814	368	5,182	5,814	370	6,185
	リスク・ウェイト75%	-	1,070	1,070	-	1,606	1,606
	リスク・ウェイト100%	-	40,199	40,199	-	39,844	39,844
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	10,083	10,083	-	10,147	10,147
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		5,314	285,859	291,173	6,315	281,712	288,027

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	2	347	1	730
抵当権住宅ローン	-	-	-	152
不動産取得等事業向け	-	-	0	0
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	20	-	631
合 計	2	368	1	1,514

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

③その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	10,435	10,435	10,505	10,505
合計	10,435	10,435	10,505	10,505

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

## 9 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の増加によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,403	2,417	194	196
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	2,096	2,182		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	129	82		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	2,403	2,417	194	196
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	21,015		21,338	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
  2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
  3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
  5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
  8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

# 役員等の報酬体系

## 1 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	95,952	7,996

（注1） 対象役員は、理事21名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2 職員等

### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和4年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## 3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

# 当組合の組織

## 1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員数	2,556	2,503	△53
個人	2,556	2,503	△53
法人	-	-	-
准組合員数	13,526	13,566	40
個人	13,514	13,553	39
法人	12	13	1
合 計	16,082	16,069	△13

## 2 組合員組織の状況

(令和5年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
国立地区（9支部）	342 人
昭島地区（12支部）	326 人
立川地区（16支部）	801 人
武蔵村山地区（16支部）	655 人
東大和地区（7支部）	311 人
女性部	337 人
青壮年部	150 人
苗木受託部会	37 人
資産管理部会	673 人
蔬菜生産部会	221 人
果実生産部会	76 人
農業所得部会	539 人
一括貸オーナー会	17 人
ファーマーズセンターみののれ立川運営委員会	183 人
ファーマーズセンターみののれ立川管理運営協議会	6 人
年金友の会	5485 人
国立地区朝顔鉢物生産部	7 人
国立地区米生産部会	12 人
昭島市畜産組合	2 人
昭島市植木生産振興会	15 人
昭島市花卉園芸組合	7 人
昭島市農業生産団体連絡協議会	14 人
拝島ねぎ保存会	9 人
昭島地区直売所運営委員会	40 人
昭島市米生産組合	17 人
立川農業振興会議	11 人
立川市うど生産組合	15 人
立川市植木生産組合	50 人
立川市畜産組合	8 人
武蔵村山地区畜産部	7 人
武蔵村山地区農業生産組合	97 人
武蔵村山地区小松菜研究会	21 人
武蔵村山地区花卉植木生産部	5 人
武蔵村山地区直売所運営委員会	68 人
東大和地区直売所運営委員会	32 人
東大和地区農産物共同直売所運営委員会	12 人
東大和市茶園経営研究会	15 人
東大和市植木苗木生産組合	7 人

当JAの組合員組織を記載しています。

### 3 役員一覧

(令和5年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	中村 喜一	常勤	理事	鈴木 博秀	非常勤
代表理事専務	村田 訓男	常勤	理事	矢澤 弥生	非常勤
常務理事	中村 修	常勤	理事	金子 波留之	非常勤
常務理事	西野 克生	常勤	理事	峯岸 芳司	非常勤
理事	内野 孝	非常勤	理事	小町 江津子	非常勤
理事	井上 茂夫	非常勤	理事	清水 幸治	非常勤
理事	佐伯 雅宏	非常勤	理事	町田 悦郎	非常勤
理事	鈴木 政久	非常勤	代表監事	豊泉 豊	非常勤
理事	鳴寫 慎	非常勤	常勤監事	神谷 吉充	常勤
理事	細井 洋治	非常勤	監事	澤井 豊弘	非常勤
理事	榎本 英雄	非常勤	監事	川島 章夫	非常勤
理事	乙幡 重男	非常勤	監事	藤野 政彦	非常勤
理事	須崎 佐知子	非常勤	監事	北田 和雄	非常勤
理事	加園 健一	非常勤	監事	西川 明生	非常勤

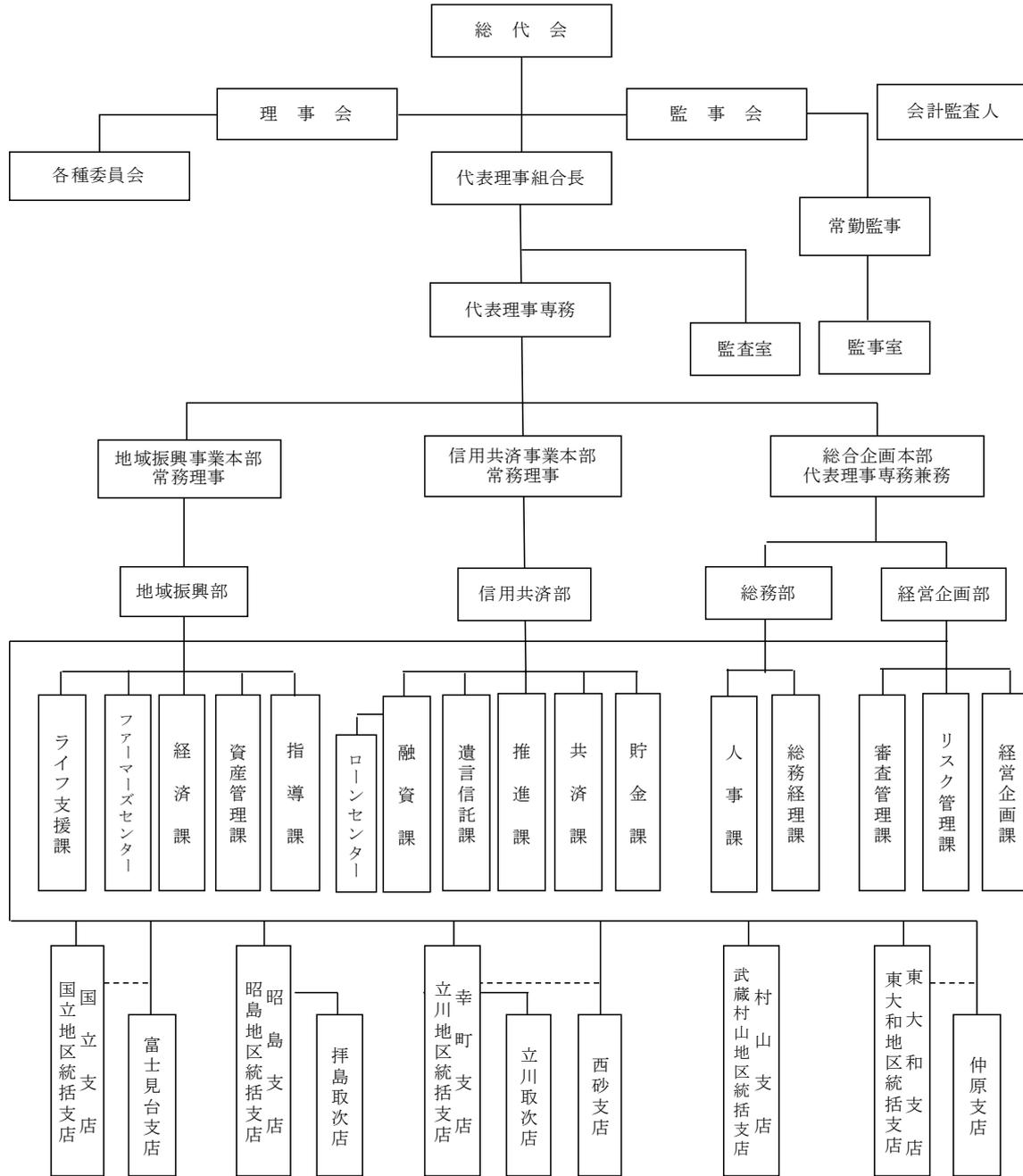
### 4 職員

(単位：人)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般職員	122	83	205	113	75	188
営農指導員	19	1	20	22	3	25
合 計	141	84	225	135	78	213

## 5 組織機構図

(令和5年4月1日 現在)



注1) 「-----」は、事業計画・事業推進・地区の活動等において合議を要する経路である。

## 6 地区一覧

(令和5年4月1日 現在)

国立地区		昭島地区		立川地区		武蔵村山地区		東大和地区	
9支部		12支部		16支部		16支部		7支部	
青柳	四軒在家	郷地	福島	中里	殿ヶ谷	鍛冶ヶ谷戸	谷津	芋窪第一	芋窪第二
久保	小平	築地	中神	宮沢	一番西	入り	神明ヶ谷戸	蔵敷	奈良橋
石神	千丑	宮沢	大神	一番東	二番	原山	原山第一	高木	狭山
坂下	下谷保	田中	上川原	三番	四番	萩ノ尾	赤堀	清水	
下組		拝島東部	拝島中部	五番	六番	中村	横田		
		拝島西部	拝島北部	七番	八番	馬場	峰		
				九番	十番	後ヶ谷戸	宿		
				南砂川	南部	岸	残堀		

## 7 沿革・歩み

平成 4年 4月	東京みどり農業協同組合発足
平成 4年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成 6年 5月	立川地区農産物直売所オープン
平成 6年 9月	旭通支店を富士見台支店に統合、東中神支店を昭島支店に統合
平成 8年 3月	富士見台支店新装開店
平成 8年10月	宮中新嘗祭献穀（昭島地区）
平成 8年 9月	昭島支店研修室改修工事
平成 9年 5月	J A 共済優績組合農林水産大臣賞受賞
平成 9年11月	経済センター開設
平成10年10月	立川支店増改築工事
平成11年 5月	東大和地区農産物直売所オープン
平成12年 1月	昭島地区共同直売所オープン
平成12年 3月	国立支店店舗・倉庫改修工事
平成12年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成13年 8月	合併10周年記念式典開催
平成13年10月	合併10周年記念 出資金特別増資実施・記念誌・記念品配布
平成16年 6月	西砂支店新装開店
平成16年10月	宮中新嘗祭献穀（昭島地区）
平成17年12月	拝島支店新装開店
平成19年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（立川地区）
平成21年 5月	武蔵村山地区農産物直売所「みどりっ子村山店」オープン
平成21年11月	立川みなみ農産物直売所「みどりっ子立川店」オープン
平成22年 6月	昭島地区農産物直売所「みどりっ子昭島店」オープン
平成23年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成24年10月	合併20周年記念特別講演
平成24年11月	合併20周年記念感謝祭
平成25年 5月	村山支店金融店舗新装開店
平成25年 5月	ファーマーズセンター「みのーれ立川」オープン
平成25年11月	J A 東京みどりキャラクター「みーどりん」誕生
平成25年12月	立川みなみ農産物直売所「みどりっ子立川店」閉店
平成26年 2月	村山支店経済店舗・武蔵村山地区農産物直売所「みどりっ子村山店」新装開店
平成26年 6月	仲原支店新装開店（旧向原支店）
平成26年 6月	東大和地区農産物直売所「みどりっ子仲原店」オープン
平成26年10月	宮中新嘗祭献穀（国立地区）
平成27年 4月	ファーマーズセンターみのーれ立川内 「みのーれC a f e」オープン
平成28年10月	タブロイド版広報紙『C l o v e r』創刊
平成29年 3月	経済センター昭島店・みどりっ子昭島店リニューアルオープン
平成29年 4月	合併25周年記念日帰り旅行
平成30年 6月	国立地区農産物直売所オープン
平成30年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（武蔵村山地区）
平成31年 3月	学園支店を村山支店に統合
令和 2年 3月	本店・幸町支店移転
令和 2年 4月	経済センター立川店移転
令和 2年10月	宮中新嘗祭献穀（粟）（東大和地区）
令和 4年 2月	立川支店を幸町支店と一部西砂支店に統合
令和 4年 3月	拝島支店を昭島支店に統合
令和 4年 7月	30周年記念夏季農畜産物品評会
令和 5年 2月	30周年記念式典開催

## 8 店舗一覧

(令和5年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-1011	
地域振興部	196-0021	昭島市武蔵野2-6-12	042-542-3684	
国立支店	186-0011	国立市谷保6848	042-572-2101	2台
経済センター国立店	186-0011	国立市谷保6848	042-572-0078	
富士見台支店	186-0003	国立市富士見台1-12-8	042-572-8151	2台
国立地区農産物直売所	186-0003	国立市富士見台1-12-9	042-505-7037	
昭島支店	196-0025	昭島市朝日町5-3-1	042-541-0021	2台
経済センター昭島店	196-0034	昭島市玉川町5-16-17	042-543-7406	
みどりっ子昭島店	196-0034	昭島市玉川町5-16-17	042-543-8989	
昭島支店拝島取次店	196-0002	昭島市拝島町1-18-16	ご連絡の際は昭島支店へ	1台
幸町支店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-2211	2台
経済センター立川店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-536-1824	
西砂支店	190-0033	立川市一番町2-36-5	042-531-0014	1台
幸町支店立川取次店	190-0031	立川市砂川町2-44-3	ご連絡の際は幸町支店へ	1台
村山支店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-561-1611	2台
経済センター村山店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-564-7477	
みどりっ子村山店	208-0004	武蔵村山市本町1-2-1	042-516-1183	
東大和支店	207-0031	東大和市奈良橋4-602	042-561-4321	2台
経済センター東大和店	207-0031	東大和市奈良橋4-602	042-561-4383	
仲原支店	207-0016	東大和市仲原4-11-1	042-562-2311	1台
みどりっ子仲原店	207-0016	東大和市仲原4-11-1	042-516-9577	
経済センター	208-0004	武蔵村山市本町1-16-1	042-562-2310	
ファーマーズセンターみのーれ立川	190-0031	立川市砂川町2-1-5	042-538-7227	
みのーれ立川幸町店	190-0002	立川市幸町1-14-1	042-535-3711	

店舗外ATM設置台数 0台

## 9 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

## 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I	概況及び組織に関する事項	
1	業務の運営の組織	90
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	89
3	事務所の名称及び所在地	92
4	特定信用事業代理業者に関する事項	92
II	主要な業務の内容	
5	主要な業務の内容	20
III	主要な業務に関する事項	
6	直近の事業年度における事業の概況	11
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①	経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	59
②	経常利益又は経常損失	59
③	当期剰余金又は当期損失金	59
④	出資金及び出資口数	59
⑤	純資産額	59
⑥	総資産額	59
⑦	貯金等残高	59
⑧	貸出金残高	59
⑨	有価証券残高	59
⑩	単体自己資本比率	59
⑪	剰余金の配当の金額	59
⑫	職員数	59
8	直近の2事業年度における事業の状況	
①	主要な業務の状況を示す指標	60・74
②	貯金に関する指標	62
③	貸出金等に関する指標	63
④	有価証券に関する指標	68
IV	業務の運営に関する事項	
9	リスク管理の体制	16
10	法令遵守の体制	17
11	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
12	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	18
V	組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	29・55
14	債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65
②	危険債権	65
③	三月以上延滞債権	65
④	貸出条件緩和債権	65
⑤	正常債権	65
15	元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	66
16	自己資本の充実の状況	75
17	次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①	有価証券	69
②	金銭の信託	69
③	デリバティブ取引	69
④	金融等デリバティブ取引	69
⑤	有価証券関連店頭デリバティブ取引	69
18	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
19	貸出金償却の額	66
20	会計監査人の監査を受けている旨	58